

第 1 1 回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月6日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○報告第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○諮問第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○諮問第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○諮問第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第 1 8 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託	26
○議案第 1 8 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第 1 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第 1 9 1 号～議案第 1 9 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第 1 9 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第 1 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第 1 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第 1 9 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	39

○議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第201号～議案第210号の上程、説明、質疑、委員会付託	45
○請願・陳情について	54
○散会の宣告	54

第 2 号 (3月9日)

○議事日程	55
○本日の会議に付した事件	55
○出席議員	55
○欠席議員	55
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
○事務局職員出席者	55
○開議の宣告	56
○一般質問	56
根本 廣 嗣	56
込 山 靖 子	65
円 谷 寛	85
畑 幸 一	97
吉 田 孝 司	104
○休会について	130
○散会の宣告	130

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	131
○本日の会議に付した事件	131
○出席議員	131
○欠席議員	131
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	131
○事務局職員出席者	132
○開議の宣告	133
○議事日程の報告	133

○産業厚生常任委員長報告（議案第188号）及び報告に対する質疑、討論、採 決	133
○予算審査特別委員長報告（令和8年度鏡石町各会計予算審査について）及び報 告に対する質疑、討論、採決	134
○各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	141
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	149
○閉議の宣告	150
○町長挨拶	150
○閉会の宣告	150
○署名議員	151

鏡石町告示第9号

第11回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年3月3日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和8年3月6日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

不応招議員（なし）

第 1 号

令和8年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和8年3月6日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 25号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第189号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第190号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第194号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第195号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第196号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第197号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第198号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第199号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 1 議案第 2 0 0 号 令和 7 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 0 1 号 令和 8 年度鏡石町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 0 2 号 令和 8 年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 0 3 号 令和 8 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 0 4 号 令和 8 年度鏡石町介護保険特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 0 5 号 令和 8 年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 0 6 号 令和 8 年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
- 日程第 2 8 議案第 2 0 7 号 令和 8 年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 2 0 8 号 令和 8 年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 0 9 号 令和 8 年度鏡石町上水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 2 1 0 号 令和 8 年度鏡石町下水道事業会計予算
- 日程第 3 2 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	町 島 洋 一	2 番	熊 倉 正 磨
3 番	東 悟	4 番	根 本 廣 嗣
5 番	稲 田 和 朝	6 番	込 山 靖 子
8 番	小 林 政 次	9 番	畑 幸 一
10 番	円 谷 寛	11 番	角 田 真 美

欠席議員（1名）

7 番 吉 田 孝 司

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課 総括主幹兼 副 課 長	須 賀 康 弘	健康環境課長	大 河 原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一

上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	森 尾 知 之
会 計 管 理 者	綠 川 憲 一	農 業 委 員 會 長	佐 藤 喜 伸
兼 出 納 室 長	滝 田 賢 治	農 事 農 業 委 員 會 長	菊 地 栄 助
監 査 委 員	草 野 孝 重		
選 挙 管 理 長			
委 員 會 委 員 長			

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第11回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。
10番、円谷寛議員。

〔議会運営委員長 円谷 寛 登壇〕

○10番（議会運営委員長 円谷 寛） 先日、議会運営委員会を開催いたしまして、会期日程などについて決定しましたので、報告をしたいと思います。

第11回鏡石町議会定例会についての会期予定を申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第11回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましても、専決処分した事件の承認が1件、人権擁護委員の推薦の人事案件が3件、新条例の制定1件、条例の一部改正6件、令和7年度一般会計並びに特別会計の補正予算5件、令和8年度当初予算10件、町道路線の認定が1件、合わせまして27件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届け者は、7番、吉田孝司議員の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、10番、円谷寛議員、1番、町島洋一議員、2番、熊倉正麿議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は12日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） おはようございます。

例月出納検査の結果をご報告いたします。

3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和7年11月分、12月分、令和8年1月分について、それぞれ一般会計、上水道、下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和7年11月分につきましては、令和7年12月25日木曜日、午前9時56分から午後2時まで、令和7年12月分につきましては、令和8年1月26日月曜日、午前9時55分から午後1時43分まで、令和8年1月分につきましては、令和8年2月25日水曜日、午前9時54分から午後1時58分まで、以上のおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室において実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書等を照合した結果、令和7年11月分、12月分、令和8年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

4番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○4番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） それでは、須賀川地方広域消防組合議会報告をいたします。

議事日程第1号、令和8年2月16日月曜日、午後2時開議。

第1、会期の決定、1日とします。

会議議事録署名人が11番、トミナガ議員、12番、イシヅカ議員。

第3、議案第1号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について、これは承認されました。

第4、第5号が一括でやりました。

第4、議案第2号 令和7年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第5、議案第3号 令和8年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算、これは承認されました。附属にありますので、後でお読みください。

第6、一般質問、第5議員の深谷勝仁議員が一般質問しました。これは、本庁の移転についてのことでございますが、場所も決まっておらず、消防長の回答はこれからということでございます。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

3番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○3番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） では、須賀川地方保健環境組合議会令和8年2月定例会の報告をいたします。

議事日程第1号、令和8年2月6日金曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定は1日限りです。

第2、会議録署名議員の指名、5番、鈴木議員、6番、大柿議員、7番、大河内議員でありました。

第3、議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、本年3月30日までの任期で2年間、私が組合監査委員を務めてまいりましたが、鏡石町議会選出の組合議員と天栄村議会選出の組合議員が交互に2年の任期に交代することで、この組合議員の申合せ事項に基づき、後任として天栄村議会議員選出の齋藤寿昭議員が任命されたものであります。

第4、議案第2号 須賀川地方保健環境組合監査委員条例の一部を改正する条例、その内容は引用条項の整理を行ったものであります。

第5、議案第3号 須賀川地方保健環境組合斎場条例の一部を改正する条例、その内容は組合斎場使用の料金引上げ及び区分の保障を新たに改めたものであります。改定により、構成市町村の分担金による公費負担は現在の80%から70%へ、斎場施設使用者による受益者負担は現在の20%から30%とし、組合財政運営のさらなる健全化を図ったものであります。

第6、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例、その内容は、規定の追加等一括して所要の改正を行ったものであります。

第7、議案第5号 職員団体の業務に専ら従事する職員に関する条例等を廃止する条例。

第8、議案第6号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例。

第9、議案第7号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例。

第10、議案第8号 職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例。

この4件の条例は、組合設立以来、改正のなかった職員団体に関わる条例を現在の

に合わせることとし、一括して廃止、新たな条例の特定及び規定の削除並びに追加等所要の改正を行ったものであります。

第11、議案第9号 令和7年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）とその内容は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ86万円を減額し、予算総額を13億1,870万1,000円とするものであり、去年10月、組合議会定例会において、継続費精算に伴う構成市町村建設分担金の返還金として86万円の増額後、補正後、福島県による令和5年決算審査措

置要求決議に係る循環型社会形成推進交付金の過大交付の調査の結果、第二最終処分場建設における交付対象外となる整備費を交付対象事業費に含めていたとの指摘に基づき、交付額の返還を要することから、構成市町村建設分担金の返還金について減額補正を行ったものがあります。

第12、議案第10号 令和8年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算、し尿処理、ごみ処理、埋立て処理、斎場及び休日夜間急病診療所の運営、維持管理に要する経費並びに施設建設事業債に係る元利償還金による予算を計上し、歳入歳出予算の総額は11億8,946万8,000円で、前年度に比べ、7,010万7,000円、6.3%の増であります。

ただいまご報告の議案10件の詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。議案10件についていずれも同意、可決されました。

第13、一般質問、横田洋子議員より一般質問がありました。

以上、令和8年2月須賀川地方保健環境組合議会定例会を報告いたします。

○議長（角田真美） 次に、公立病院企業団の報告を求めます。

8番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、報告いたします。

令和7年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和7年12月23日火曜日、午後2時開会。

議事日程第1号、第1、会期の決定、1日限りでございます。

第2、会議録署名議員の指名、5番、6番、7番の各議員が指名されました。

第3、議案第11号 未来につなぐ公立岩瀬病院企業団応援基金条例の制定でございますが、これはさきに産婦人科の備品、ベッド等のクラウドファンディングを実施したところ、予定金額の2倍以上の寄附が寄せられました。今後の寄附金の受皿として基金を設置するものがあります。これにつきましては、原案のとおり可決されております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第11回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申

し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、本町議会におかれましては、2月6日開催の全国町村議会議長会の定期総会において、町村議会表彰の榮譽に浴されましたこと、誠におめでとうございます。政策づくりと監視機能を十分に発揮され、住民に開かれた議会として長年の活動が認められたご功績に心から敬意を表するとともに、今後のますますの研さんご活躍をご期待申し上げます。

東日本大震災と原発事故から間もなく15年が経過する中、福島県の復興は着実に進んでいる一方で、様々な困難にも直面しており、その被害の大きさを改めて痛感しております。

第1次高市内閣は、1月23日通常国会の冒頭で衆議院を解散。1月27日公示、2月8日投開票の日程で行われた選挙は、解散から投開票までの期間が16日間という戦後最短の総選挙となりました。結果は、与党である自民、維新両党合わせて352議席となり、高市政権の継続が承認された形となりました。

ミラノ・コルティナ冬季オリンピックは、2月6日から22日までの17日間、イタリア北部の都市ミラノとコルティナで開催されました。8競技116種目に93ほどの国と地域から参加しました。日本は、金メダル5個、銀7個、銅12個で合計24個のメダルを獲得。冬季五輪では過去最多となるすばらしい成績を収め、見る者の心を震わせ、日本中に勇気と感動を与えました。また、パラリンピックは、本日3月6日から3月15日までの期間で開催されます。日本選手団の活躍を期待するとともに、障がいのある方に対しての社会全体の意識が高まることを願っております。

ここで、政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業について、ご説明いたします。

1月臨時議会において議決をいただきました電気、ガス、食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり2万円を給付する事業につきましては、約1,000世帯が対象で、今月の下旬には1回目の振込をするため準備を進めております。

国の補正予算の物価高の影響を強く受けやすい子育て世帯を支援する物価高対応子育て応援手当事業については、ゼロ歳から高校3年生までの子ども1人当たり2万円を給付するもので、2月上旬に1,054件を対象に郵送による口座の確認を行い、2月27日に子ども1,926人、1,093件にプッシュ型で指定口座へ振込を終えたところであります。今後は、新たに出生した方などを対象に給付を継続してまいります。

物価高騰対策プレミアム付商品券事業は、現在4月上旬の販売開始に向け、準備を行っております。換金率が非常に高いことから、地域経済の活性化に大きく寄与できるものと期待するところであります。

町内の中小企業及び小規模事業者などを対象に従業員数に応じた支援金を交付する事業継

続支援金は、3月2日から申請受付を開始いたしました。エネルギーや原材料等の高騰が続く中で、経営を持続可能にするものと期待しております。

また、地域の物流、公共交通事業者に対して実施する運行継続緊急支援事業は、物流や地域公共交通の維持、継続はもとより、雇用の維持、確保など多面的効果が期待できるもので、既に申請を開始しており、1月末時点で11件、223台、223万円の申請状況となっております。

飼料価格等の高騰に伴う畜産農業者を支援する畜産経営緊急支援事業では、家畜飼育施設の維持管理など、経営継続と安定供給を維持するもので、対象となる経営者6名に対し、申請受付が完了となり、3月末に交付予定となります。

家庭用に係る水道基本料金の減免につきましては、2月から5月の4か月相当分、金額にして1戸当たり約4,000円の減免を予定しており、現在、システム改修や利用者への周知を図るための準備を進めているところです。

令和7年は、米をはじめとして、多くの農産物等で生産資材価格や燃料費の高騰、異常気象、自然災害の多発など、農業に大きな影響を及ぼしております。長年続いた米余りから一転、需給が引き締まり、令和の米騒動による米価高騰、収量不足から米の調達競争が激化するなど、今も先行きが見通せない状況にあります。

令和7年12月末時点の主食用米の相対取引価格は、全国全銘柄平均価格は玄米60キログラムで対前年比9,418円上昇し、36,075円となりました。依然として、36,000円台の高止まりが続いております。これは、令和6年産米の深刻な供給不足から令和7年産米新米の需要が非常に高かったことが原因と予想されます。

令和8年産米は、令和7年産米の実績や令和8年6月末の民間在庫量などを考慮し、需要に応じた生産量として、主食用米生産量711万トンが示されました。

米価安定には、需要に応じた米の生産、販売が必要となります。昨年10月末には国の基本指針が、12月末には福島県段階での生産数量の目安が公表されたことを受け、町では地域農業再生協議会において、今月4日に説明会を開催し、鏡石町における生産数量、面積の目安について、ご説明申し上げたところです。

このような状況も考慮し、国・県も含め町では、そばや菜種、飼料用米などの戦略作物の本作化や低コスト生産への取組、畑地化による高収益作物の定着化に対し支援を行い、普及促進を行ってまいりたいと考えております。

さて、明るい話題として、昨年12月21日に開催されました第76回全国高校駅伝競走大会では、本町出身の学法石川高校3年、増子陽太選手が第1区で日本人選手最高記録を更新する圧巻の走りで、男子では福島県勢初となる優勝へ導きました。さらに、年が変わり、1月18日に開催された第31回全国都道府県対抗男子駅伝競走大会においても、第1区を区間新

記録で力走し、福島県総合2位となる原動力として貢献されました。大学へ進学し、競技を継続していくとのことで、新しいステージでの活躍とさらなる飛躍を期待するものであります。

また、2月には、第2回みどり戦略学生チャレンジの高校の部で、岩瀬農業高校が東北農政局長賞に輝きました。岩瀬農業高校は、農産物や農作業の安全性を管理するGAP認証取得に力を入れており、今回は、「持続可能な食料システム構築に向けた高校生の挑戦」と題し、GAP認証農作物の規格外品を活用した食品ロス削減と地域連携の取組が高く評価されました。長年にわたる取組と日々の努力を称賛いたします。そして、岩瀬農業高校が今後も地域に根差した教育活動を展開するとともに、地域産業を支える人材の育成への取組に期待しております。

2月23日の福島民報社の記事において、令和7年に生まれた県内の子どもの数は、19市町村で前年を上回ったと報道されました。本町は10人増で第4位の増加数でありました。駅東地区の住宅地造成や交通網が整備されていることが若者の移住定住に結びついていると思われまます。今後も立地条件の良さをアピールしながら、子育て支援を充実させていきたいと思ひます。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクト、遊水地群整備事業につきましては、用地協議の進捗状況は、令和8年1月末時点では、取得面積で78.89ヘクタール、用地取得率として60.68%となり、継続的に用地取得が進められています。

去る12月17日に、国主催で開催された阿武隈川上流遊水地群地内利活用検討会第6回作業部会では、遊水地等の整備事業期間の延長等も踏まえ、今後は官民連携を主体とした利活用方法を検討していく方針を説明するとともに、須賀川市の浜尾遊水地において予定している先行的な取組の計画などについて、意見交換を行いました。

住宅移転代替地（新町地区、成田原町地区）2地区の造成工事については、現在のところ、6月末の竣工に向けて順調に作業が進んでおります。

駅東第1土地区画整理事業では、事業地内の人口は1月末では、昨年同期より世帯数で18世帯、人口では44名が増加し、210世帯、624人の住民の方が居住しております。

今年度分の工事につきましては、第3工区の造成工事や調整池工事等、3月末竣工に向け、鋭意施工中であり、さらに、国の第1次補正予算の内示を受け、3月補正予算に計上した事業については、令和8年度予算と併せて効果的な事業推進に努めていくべく、本定例会で補正予算と繰越予算を上程しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

上水道事業の経営健全化として取り組んでまいりました旭町浄水場跡地の売却につきまし

ては、昨年12月の入札後、落札者と契約を締結し、2月中に売却代金を納入いただき、財産の引渡しが完了しました。

墓地整備事業では、現在、3月末の竣工に向けて町営墓地の整備工事を進めているところですが、4月からの供用開始に向けて、使用者の募集を2月5日から3月13日までの期間で行っており、2月末時点で60名の方が申請されております。申請された方への書類審査の結果などは、4月に通知する予定でありますが、空き区画の使用者の再募集など、町営墓地完成後の適切な使用管理や維持管理に努めてまいります。

電子自治体化・DX推進事業として、昨年4月から導入した公共施設予約システムにつきましては、登録者が当初から倍増し、個人、団体含め500件を超えました。役場の開庁時間にかかわらず、いつでもインターネットを通じて予約ができるよう利便性を高めていきたいと考えております。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て、健康、福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、児童福祉と子育て支援としてのこども医療費助成事業につきましては、ゼロ歳から18歳までの子どもを対象に子育て家庭の負担軽減を図るため、医療費の窓口負担分を助成しているものです。1月末現在、前年同月比で、件数で975件増、助成で281万8,000円増の5,584万5,000円となっております。

また、新生児の保護者へ商品券を給付するのびのび子育て応援券支給事業につきましては、1月末現在、前年同月比で19件増の72件の給付を行っており、子育ての一助として利用されております。

不妊治療費助成事業では、子どもを望む夫婦への経済的負担軽減や少子化対策を図るため、治療費の一部を助成しておりますが、これまで20件の申請があったところです。今後もより多くの方にご利用いただけるよう事業の周知に努めてまいります。

かがみいし健幸ポイント事業では、ふくしま健民アプリの歩数計機能を活用した健康づくりプロジェクトとして、6月から11月までの6か月間で150万歩を達成した方に記念品を贈呈しておりますが、125名の方がチャレンジし、69名の方が達成されました。今後も健康増進事業など各種事業を実施しながら、町民の健康づくりを支援してまいります。

妊婦自動車燃料費等助成事業では、妊婦中の母体への負担や経済的な負担軽減のため、昨年度から事業を実施しておりますが、今年度では、62名の妊婦さんが利用されております。

百歳賀寿事業につきましては、1月5日には、さかい区の檜村町さん、3月1日には鏡石3区の村越朝枝さんが100歳を迎えられました。それぞれに鏡石町長賀寿を贈呈し、長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、食事や睡眠など規則正しい生活を送ることとおっしゃってございました。町内では、この2名を加えて100歳を迎えられた方は、男性1名、女性5名、

合計6名となりました。

児童福祉の充実につきましては、令和8年度の認可保育所施設と町立幼稚園の入所、入園は、各施設と利用調整を行い、402名の入所決定をし、1月30日に保護者の皆様へ入所決定通知の郵送を行いました。

また、放課後児童クラブの申込みについては、書類審査を行い、登録児童198名、一時利用132名の合計330名に2月2日に利用決定の通知を行ったところであります。

2つ目の教育、文化、スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、1月11日に健康福祉センターにおいて挙行了しました二十歳の成人式では、対象者144名中、104名の参加をいただき、華やかな中にも厳粛に式典を執り行うことができました。二十歳となられた皆様には、一人一人が自らを律する強い意志と社会人としての義務と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思っております。

1月27日に開催されました令和7年度鏡石町教育委員会表彰式では、文化、スポーツ活動で功績があった40名の皆様へ表彰状が授与されました。中でも、小学生が7名、中高生27名、合計34名が受賞し、そのうち19名が文化活動での表彰となりました。様々な分野で多種多様に活動された努力の成果は、町の文化、スポーツの振興に大きく寄与するもので、受賞された皆様に対し、心から敬意を表する次第であります。

3つ目の協働、コミュニティ分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、町消防団の出初式が1月4日、健康福祉センターで行われました。多くのご来賓の観覧の下、1年以上の無火災の分団への表彰が行われた後、添田孝利団長の訓示、通常点検が行われました。表彰された分団に敬意を表するとともに、ますますのご活躍を期待いたします。また、鏡石中学校の生徒が一日体験入団としてラッパ隊に加わり、見事な演奏を披露しました。式終了後は、町内防火パレードが行われ、地域住民に火の用心を呼びかけました。

2月18日には、災害時における町民の生活支援のために、通信の早期復旧を行うための相互協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に、NTT東日本株式会社と災害時等における相互協力に関する基本協定を締結いたしました。

4つ目の産業、環境分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、今年度約7.1ヘクタールの整備工事が発注されておりますが、このたび、国の補正予算において、追加の予算措置が講じられたことを受け、見合い分の町負担金及び地元分担金の増額補正予算を計上させていただきました。

なお、これにより、全体事業費予算額ベースでの事業進捗率は約55%となります。事業完了に向け、今後も福島県と連携を図りながら、予算確保、事業推進に努めてまいります。

久来石地内棟沢水管橋撤去事業につきましては、予防保全の観点から、撤去事業を実施する計画でありましたが、ネクスコ東日本との協議調整により、維持修繕に向けた事業見直し

の提案を受け、事業延期とすることといたしましたので、本定例会に減額の補正予算を計上させていただいたところです。

町魅力PR推進室長の町公式キャラクター牧場のあーさー♪とともに、その活動をサポート推進するための高校生による町魅力PRボランティア活動が無事終了となりました。参加した高校生には、地域の歴史や文化、産業など観光資源や地元製品の魅力を学び、イベント等を通じて広く発信し、高校生自らが地域に対する愛着を深め、地域の未来を担う存在へと成長していくことが期待されます。今後もさらなる魅力向上に向けた取組を進めながら、町全体の活性化を図ってまいります。

5つ目の都市環境、地域防災、生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、地域交通ネットワークの整備推進としての社会資本整備総合交付金事業では、旭町地内の鳥見山公園線道路築造工事、桜町地内の牧場線舗装改修工事、堀米地内の北町・堀米線舗装改修工事は、3月末竣工に向け、鋭意施工中であり、さらに、国の第1次補正予算の内示を受け、1月に補正予算を確保した事業は年度内の発注を予定し、3月補正予算に計上した事業については、令和8年度予算と併せて効果的な事業推進に努めていくべく、本定例会で補正予算と繰越予算を上程しております。

上水道事業につきましては、本年度予定しておりました配水管布設、鹿島水源の浚渫工事等は計画どおり全て終了しました。今後も安心安全な水道水の供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、本年度予定しておりました駅東区画整理事業に伴う管渠築造工事、マンホールポンプの改修工事等を終了しております。

また、今年度実施した下水道管路の点検結果については、急な修繕を要する異常箇所は認められませんでした。今後も定期的な点検により、施設の適正な維持管理を行い、安全確保に努めてまいります。

空き家対策事業では、町内における特定空き家等1軒について、去る1月30日に略式代執行開始宣言により、空き家等の除去作業に取りかかったところであり、3月末竣工に向けて順調に作業を進めています。

移住定住事業としての来てかがみいし住宅取得促進事業につきましては、現在、12世帯32名の方が新たに町民として町内に移住しております。今後はより一層のPRに努めて人口維持に向けて努力していきたいと考えております。

最後に6つ目の行政、広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、町税の収納状況につきましては、1月末現在で79.76%、前年同月比で0.02%の増となっております。24時間いつでもどこでも納付できる環境の整備や早期に滞納者への納付勧奨、滞納処分の強化に取り組んだことが収納率増へつながっていると考えております。引き続き、新たな滞納を生まない基本姿勢に、納税意識の高揚や早期の納税相談等に努め、収納

率向上を図ってまいります。

ふるさと納税につきましては、新たに企業版ふるさと納税の仲介業者2社と契約して、鏡石町のPRに努めていきたいと考えております。企業版ふるさと納税は、寄附もさることながら、企業誘致への相対的な効果が期待できますので、個人版も含めまして努力していきたいと考えております。

友好交流事業につきましては、先月20日から23日までの日程で沖縄県北谷町の小学生を受け入れ、スケート、スキーなどを通して鏡石町や町内小学生との交流を深めたところです。

次に、令和8年度の予算編成への思いと基本的な考え方について申し上げます。

私が町長として就任して4回目の予算編成となりますが、これまで取り組んできました各種事業の実績を最大限に生かし、さらにレベルアップできるように努めていきたいと思っています。

その視点としましては、令和4年度にスタートした第6次総合計画前期計画の最終年度として、鏡石町の誇りと魅力あふれる町づくりを通して、鏡石町が好きになる町民を一人でも多く増やすことであり、郷土愛を育む町づくりに努めていきたいと思っております。

その大きな資源が全国ブランドである唱歌「牧場の朝」に歌われた緑豊かな自然環境と優れた立地条件であり、グランドデザインです。

これまでの恵まれた美しい町をすがすがしさと美しさを感じられる町として、町民が毎日を元気に笑って過ごし、マイタウンと呼べるような安全で安心して暮らせるような町を次の世代につないでいきたいと思っております。

一般会計予算の総額は、64億6,000万円と前年度に比べ、7,000万円、1.1%の減となり、全10会計の合計は、109億7,200万円と前年度比0.5%の増となりました。

昨今の物価高騰局面において、地方団体の財政はさらに厳しさを増しているところですが、本町においては、事業の精査、本当に必要な事業への予算の配分などを通じて、規律ある予算編成に努めてまいりました。

次に、令和8年度の重点事業につきましてご説明いたします。

令和8年度の重点事業につきましては、大きく7つの柱を挙げさせていただきました。

まず初めに、成田地区の遊水地群整備事業への対応です。阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて、遊水地として位置づけられた成田地区につきましては、現在、補償協議が進められているところですが、町といたしましては、住民の皆様のご要望をお伺いしながら、集団移転を希望される方については、既存のコミュニティを維持し、安心して生活を続けられる環境構築について最優先で取り組んでまいります。

また、大きな面積が遊水地として整備されることから、平時における利活用について先進事例の検証などを進め、住民の皆様にとって有意義な方策を検討してまいります。

あわせて、成田地区の農家の皆様の営農対策にも取り組んでまいります。農家の継続を希望される方に対し、継続的な支援を実施し、代替農地のマッチングに取り組んでまいります。

令和8年度においては、遊水地整備によって移転を余儀なくされている集会所や消防屯所、上下水道の整備に向けた設計測量を進めてまいります。

次に、上水道事業の経営健全化です。

令和4年度に完成した鏡石浄水場により、我が町では大変きれいでおいしい水が供給されるようになり、町民の皆様からお褒めの言葉をいただいております。

一方で、新浄水場の建設、旭町浄水場の解体、令和8年度には桜岡浄水場の大規模改修事業など、老朽化した各施設の改修も予定されるなど、コストがかかる事業が続いており、上水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しいものがございます。

7年度には、利用者の皆様のご理解をいただきながら、水道料金の改定を実施したところですが、水道事業の経営を安定させ、今後も安全でおいしい水を供給し続けるため、施設の適切な維持管理を実施していくとともに、料金水準も含めた水道事業について、町民の皆様への丁寧な説明を続けてまいります。

次に、駅東第1土地区画整理事業の推進です。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、現在、第3工区の工事が順調に進捗しており、令和8年度においても、道路築造工事などを進めてまいる予定です。

また、県道の南側、第2、第4、第5工区につきましては、実際の整備に向けた道路や調整池の測量設計や上水道の設計を実施する予定であります。

第5工区への産業用地整備に向けた取組として、地権者への説明、企業への誘致活動も進め、雇用の創出、移住促進など町を元気にする重要な施策であることから、スピード感を持って取り組んでまいります。また、昨今の全国的な工業団地用地の需要増加に対応して、コンパクトで交通利便性が高いという本町の強みを生かした新規工業団地の調査についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域交通ネットワークの整備促進です。

駅東第1土地区画整理事業の進捗に伴い、人の流れが以前とは変化していく中で、道路交通網についても随時その整備を行っていく必要があります。

令和8年度につきましては、健康福祉センター、ほがらかんから北に延びる鳥見山公園線の道路整備事業をさらに進めてまいります。

また、鳥見山公園線の整備と併せて、東部環状線接続道路整備事業として、高久田一貫線を須賀川市に接続するための整備を推進してまいります。

両事業により、鏡石町の南北の大動脈が整備され、本町の強みである交通アクセスの良さがさらに強化されるものと考えております。

そのほか、ほがらん側から矢吹町に接続する道路など、広域的な交通ネットワークの整備についてさらに検討を進め、鏡石町のみならず、周辺地域の住民全ての利便性向上につながる施策を推進してまいります。

次に、子育て環境の整備と充実です。

本町は、県内においても有数の高齢化率が低い町ではありますが、コロナ禍以来の出生数の減少は回復していない状況にあり、子育て環境の充実が急務であります。

また、国が取り組む学校給食費の負担軽減、いわゆる無償化に関する事業ですが、小学生については、国の月額5,200円程度の支援に町独自で支援を上乗せし、完全無償化を実施する予定です。また、中学生につきましては、給食費の半額を支援することで保護者の皆様の負担軽減を図っていく予定であります。

次に、幼児教育の充実と保育環境の整備についてですが、幼児教育、保育という多様なニーズに対応していくため、新規の認定こども園の整備を進めてまいります。これは、本年度解体工事が完了した老人福祉センター跡地に町社会福祉協議会が認定こども園を整備する事業であり、令和9年度中の整備、令和10年度からの受入れを予定しております。

老朽化した現鏡石保育所の建物の更新により保育の質を高めるとともに、若い世代が増えている東北本線東側、特に、駅東第1土地区画整理事業地内の皆様にとっても新たな保育先の選択肢としてご提示できるものと考えております。

次に、学校教育環境の整備促進についてですが、鏡石中学校体育館の空調設備の整備事業を推進してまいります。体育館は、子どもたちの学習、生活の場であると同時に、災害時には避難所として活用されることとなっております。空調設備の整備により、避難所機能の強化と質の高い体育教育や部活動の推進につながるものと考えております。

また、社会体育施設の適正な管理と利活用についてですが、令和6年度に改修を完了した鳥見山陸上競技場のさらなる利活用を進めるため、著名なアスリートを招致するなど施設の利活用に努めてまいります。

次に、地域開発と生活環境整備です。

緑豊かな住みよい鏡石町をさらに発展させるためには、町民ニーズに沿った公益施設の整備が特に重要であります。

都市計画事業の推進についてであります。本町は県中都市計画区域内にあり、これまでも都市マスタープランに基づいて、コンパクトシティや自然と調和したまちづくりに取り組んでまいりました。

令和7年度から令和8年度にかけて、都市マスタープランをはじめ、立地適正化計画や都市再生整備計画など、町づくりに必要な各種計画の改定作業を進めております。これにより、今後の鏡石町の開発の在り方について明確にし、自然と調和のとれた町づくりを推進してま

います。

また、以前から懸案事項となっておりました町営墓地の整備につきましては、本年度中に整備が完了する予定で、現在、先行販売予約を受け付けており、60区画の申込みがありました。これにより、地縁のない方々も安心して墓地を求めることができる環境が整うものと考えております。

次に、DX推進による町民生活の向上です。

鏡石町では、令和5年度に鏡石町DX推進計画を策定し、「つながりを育み 未来を築く 住みよいかのみいし」を理念とし、町民の利便性、サービス向上や地域の課題解決、行政事務の効率化を進めることとしております。

その視点は、デジタルとアナログの両方の良さを生かすことであり、デジタル化による利便性の向上だけでなく、それを使う町民の皆様を誰一人取り残さないための取組が非常に重要であります。行政のデジタル化を推進するだけではそれを利用できない、または、利用したことがない方々を取り残してしまうおそれがあります。

また、令和6年度に導入しました公共施設のオンライン予約システムについては、多くの方に利用いただいておりますが、システムを知らない、使い方が分からないという声もあり、今後はそのような方々への周知や丁寧な説明など、さらなる利活用を推進してまいります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第25号 専決処分した事件の承認につきましては、第51回衆議院議員総選挙が急遽決定となったため、その執行経費を1月22日に専決処分したため、承認を求めるものであります。

諮問第2号から諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、前任者の退任に伴い、新たに人権擁護委員を国に推薦するため、意見を求めるものであります。

議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和8年度制度化されることも誰でも通園制度の事業所が給付を受けるための確認に関する基準を定める新条例の制定であります。

議案第189号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国会議員の選挙等執行経費の基準に関する法律が最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るために基準額が改正されたため、鏡石町議会議員及び町長選挙においても国の基準額に準拠し、改正するものであります。

議案第190号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制

定につきましては、子ども・子育て支援法改正による文言整理のための改正であり、議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の3議案につきましては、児童福祉法の改正による職員等による虐待禁止行為、地域限定保育士の一般制度化及び乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替に関する一部改正を行うものであります。

議案第194号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の一部改正に伴う道路占用料の改定であり、議案第195号 町道路線の認定につきましても、3路線を認定するものであります。

議案第196号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億653万5,000円を追加する増額補正予算であり、主な歳入としましては、普通交付税再算定による1億1,016万4,000円、社会資本整備総合交付金事業、国第1次補正内示による4,286万円などであり、歳出としましては、社会資本整備総合交付金事業内示による工事請負費7,823万円、公定価格改定による施設型給付費5,884万2,000円、県営高久田地区土地改良事業分担金3,113万8,000円などであります。

議案第197号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険税の増による増額予算であり、議案第198号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、居宅介護サービス給付費等の減による減額補正予算であります。

議案第199号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、基金積立金や東町鳥見山公園線舗装工事費の増等による増額予算であり、議案第200号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきましては、貸付け実績の確定による減額予算となっております。

また、議案第201号から議案第210号までの10議案につきましては、令和8年度における各会計の当初予算案でございます。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、承認、同意、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで10分間の休議をいたします。

休議 午前11時11分

開議 午前11時21分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第25号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました報告第25号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

本件は、令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第5号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月22日付をもって専決処分したものでございます。

2ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、解散により実施されました衆議院議員総選挙の執行経費について、予算を確保するため専決処分したものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,091万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ75億8,439万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○総務課長（吉田竹雄） 以上、上程されました報告第25号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第25号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 12ページをお願いいたします。

ただいま上程されました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員の竹内陽氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、後任として、鏡石町中町271番地1在住の鈴木伸子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

鈴木氏は、福島県立高等学校を教員として奉職され、令和2年3月に退職されております。人格、識見が高く、広く社会の実情に通じていることから、人権擁護委員として最適任と思われるので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 13ページをお願いいたします。

ただいま上程されました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員の吉田賢司氏が本年6月30日をもちまして、任期満了となりますことから、後任として、鏡石町成田334番地在住の長谷川静男氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

長谷川氏は、昭和54年4月から鏡石町役場に奉職され、会計管理者兼出納室長、健康環境課長、税務町民課長を歴任されております。人格、識見が高く、社会的信望も厚いことから人権擁護委員として最適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 議案書、14ページをお願いいたします。

ただいま上程されました諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、現委員の吉田寿美江氏が本年6月30日をもちまして、任期満了になりますことから、後任として、鏡石町前山317番地在住の吉田絹代氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

吉田氏は、平成元年4月から鏡石町役場に保健師として奉職され、保健師長を歴任されております。人格、識見が高く、子どもから高齢者まで幅広い年代の方々との関わりをお持ちであることから、人権擁護委員として最適任と思われまますので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について適任者として推薦することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本件は推薦することに決しました。

◎議案第188号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第9、議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課副課長。

〔福祉こども課総括主幹兼副課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） おはようございます。

ただいま上程されました議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いいたします。

このたびの議案につきましては、令和8年4月から全国の自治体で乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度が本格実施されるに当たり、鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものであります。

議案書の16ページをお願いします。

鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

第1条では条例の趣旨を定め、第2条では第1項から第4項まで一般原則に関する規定を定めております。

17ページをお願いいたします。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準。

第1節、利用定員に関する基準の第3条では1時間当たりの利用定員及び1月当たりの利

用定員を定める規定であり、第2節、運営に関する基準の第4条では第1項から第3項まで面談に関する規定。

第5条では、正当な理由のない提供拒否の禁止の規定。

第6条では、あっせん及び要請に対する協力の規定であります。

18ページをお願いいたします。

第7条では、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認の規定。

第8条では、乳児等支援給付認定の申請に係る援助の規定。

第9条では、心身の状況等の把握に関する規定。

第10条では、特定教育・保育施設等との連携の規定。

第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録に関する規定。

第12条は、第1項から次のページの第5項まで、支払の規定であります。

第13条では、乳児等支援給付費の額に係る通知等の規定。

20ページをお願いします。

第14条では、特定乳児等通園支援の取扱方針の規定で、第15条では、特定乳児等通園支援に関する評価等の規定であります。

第16条は、相談及び援助の規定。

第17条では、緊急時等の対応に関する規定。

第18条では、乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知の規定です。

第19条は、第1号から21ページにかけての第11号まで運営規程を定めております。

21ページの中段です。

第20条では、第1項から第3項までで、勤務体制の確保等に関する規定で、第21条では、利用定員の遵守の規定。

第22条は、掲示等に関する規定となっております。

22ページをお願いします。

第23条では、乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則の規定。

第24条では、虐待等の禁止の規定。

第25条では、第1項から第3項まで、秘密保持等に関する規定を定め、第26条では情報の提供等の規定になります。

第27条は、第1項から次のページの第2項まで、利益供与等の禁止に関する規定でございます。

第28条では、第1項から第5項まで、苦情解決に関する規定を定めております。

第29条では、地域との連携等の規定。

第30条では、第1項から次のページにかけての第4項まで、事故発生の防止及び発生時の

対応に関する規定であります。

24ページをお願いします。

第31条では、会計の区分の規定。

第32条は、第1項と第2項で、記録の整備等を規定し、第3章、雑則の第33条では、第1項から26ページにかけての第6項までで、電磁的記録等の規定であります。

26ページの中段になります。

第34条は、委任の規定であり、附則としてこの条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第188号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第188号については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、所管の産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第188号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第189号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第189号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第189号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明

を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

今回の条例改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙の円滑な執行を図るため、公職選挙法で定める選挙公営限度額が引き上げられました。

このため、鏡石町選挙管理委員会が執行する選挙公営限度額においても、同様の改正を行うものでございます。

鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条及び第10条は、選挙運動用ビラの改正規定でございます。

7円73銭を8円38銭に改め、ビラ1枚当たり65銭増額するものでございます。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

第13条は、選挙運動用ポスターの改正規定であり、ポスター1枚当たり45円57銭増額するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

適用区分としましては、改正後の第9条、第10条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、上程されました議案第189号について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第189号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第190号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第190号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課副課長。

〔福祉こども課総括主幹兼副課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） ただいま上程されました議案第190号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の28ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、児童扶養手当法及び児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う改正であります。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

今般の一部改正は、所得制限限度額の引上げによる改正でありまして、第3条第3項第4号中「第2項」の次に「第1号」を加え、「第8項」を「第7項」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第190号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第190号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第191号～議案第193号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14、議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

福祉こども課副課長。

〔福祉こども課総括主幹兼副課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） ただいま一括上程されました議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案書の29ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、児童福祉法の一部を改正する条例の施行に伴う改正であ

ります。

次のページをお願いいたします。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。この第12条につきましては、虐待等の禁止に関する規定でありまして、児童福祉法第33条の10の措置児童等虐待に新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例で引用している箇所を改正するものです。

次に、第17条第2項を次のように改めるものです。

表をご覧ください。

表の左側、「児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断」は、「利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断」。

下段です。

「乳幼児に対する健康診査」は「利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断」とありますが、こちらでは、乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断に相当するものと認められるときは、行わないことができると改正するものです。

次に、第23条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは、福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。こちらは、追加する地域限定保育士とは、資格取得後3年間は特定の自治体のみで保育士として働け、4年目以降は全国で通常の保育士として勤務できる保育士を指します。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第191号につきましては以上であります。

続きまして、議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案書の31ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、議案第191号と同様に、児童福祉法の一部を改正する条例の施行に伴う改正であります。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（認定こども園で定める特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改めるものです。この第25条は、虐待等の禁止に関する規

定であり、児童福祉法第33条の10の被措置児童等虐待に新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例で引用している箇所を修正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第192号につきましては以上であります。

次に、議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案書の32ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、議案第191号及び議案第192号と同様に、児童福祉法の一部を改正する条例の施行に伴う改正であります。

鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加え、同項第1号中「保育士」の次に「（福島県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福島県の区域に係る法18条の29に規定する地域限定保育士）」を加えるものです。追加する地域限定保育士は、議案第191号で説明したとおりであります。

次に、第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。この第12条は、虐待等の禁止に関する規定でありまして、児童福祉法第33条の10の被措置児童等虐待に新たに第2項及び第3項が設けられたため、本条例で引用している箇所を修正するものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、一括上程されました3議案につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで午後1時まで休議いたします。

昼食後、午後1時から再開いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

休議 午前11時55分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって、これより討論、採決を行います。

初めに、議案第191号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第191号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第192号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第192号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第193号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第193号 鏡石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第194号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第194号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました議案第194号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書33ページをお願いします。

このたびの条例の一部改正は、国の道路法施行令の一部を改正する政令において道路占用について改正され、福島県道路占用料徴収条例もこれに合わせ改正されたところであり、町条例においても、国・県に準拠した内容で一部を改正するものであります。

議案書34ページになります。

鏡石町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するものです。別表中、「第1種電柱、1本につき1年570円」に改めるから始まり、以下、37ページの「政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物」まで占用料を改正するものです。

附則としまして、施行期日については、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第194号について提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第194号 鏡石町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第195号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第195号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました議案第195号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書38ページをお願いします。

このたびの町道路線の認定につきましては、鹿島地内から須賀川市道東部環状線に接続するための道路整備に係る路線と、旭町地内の認定こども園建設予定地西側に造る路線の認定を行うものであります。路線の認定が3路線ありまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

認定では、番号1番、鏡田582号線と2の鏡田583号線が須賀川市道接続路線であり、番号3が、笠石584号線が認定こども園の西側に造る路線であります。終点、延長、幅員については記載のとおりでございます。

以上、議案第195号について提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第195号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第196号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第196号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）

の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第196号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書40ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、町税等の増収や国の補正予算対応及び事業完了による予算整理並びに繰越明許費、継続費、地方債に係る補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億653万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,093万4,000円とするものでございます。第2条につきましては、繰越明許費の補正、第3条につきましては、継続費の補正、第4条につきましては、地方債の補正でございます。

43ページをお開きください。

第2表、繰越明許費といたしまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業、金額316万8,000円ほか13件、合計いたしまして4億7万3,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

次に、次のページ、44ページをお願いいたします。

第3表、継続費補正でございます。

1、変更といたしまして、8款土木費、3項都市計画費、事業名、都市計画調査事業を、総額3,500万円は変更なしで、年割額を令和7年度1,500万円を2,500万円に、令和8年度2,000万円を1,000万円に変更するものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。

1、追加といたしまして、起債の目的、公園整備事業費、限度額を3,140万円に、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、変更といたしまして、起債の目的、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業費の限度額3,240万円を5,050万円に、町道整備事業費の限度額1億6,500万円を1億9,180万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、48ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、込山靖子議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 55ページで、庁舎等新築事業基金積立金で2,000万出ていますけれども、ちょっと私の勉強不足なんですよね。庁舎等新築事業基金というのは、毎年度この時期に2,000万とか幾ら積むとかという計画があって、その2,000万という金額が算出されて出ているのでしょうか。毎年その状況、あと今後の状況、その質問ができるかどうか分かりませんが、今回2,000万という金額が出たというのは、あれですか、毎年その計画の中で出ているということでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

基金積立金におきましては、各基金に積立金の条例というものがございまして、各その基金の条例に基づきまして基金の運用等を行っているところでございます。ご質疑の庁舎等新

築基金につきましては、その条例の中で毎年2,000万を積むことというふうに規定されておりますので、2,000万を積むものでございます。計画とかそういうことではなく、毎年必ず2,000万と、条例が改正されない限りはそのまま続けるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第196号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第197号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第197号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第197号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の62ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、国民健康保険税の収入見込み及び交付金並びに繰入金額の確定に伴う補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,610万8,000円とするものであ

ります。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 以上、上程されました議案第197号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（角田真美）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第197号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第198号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（角田真美）** 日程第19、議案第198号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課総括主幹兼副課長。

〔福祉こども課総括主幹兼副課長 須賀康弘 登壇〕

○**福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘）** ただいま上程されました議案第198号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の72ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、居宅介護サービス給付費等の減額や、年度末に当たり、それぞれの実績に伴う増減分の補正予算でありまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,164万1,000円とするものです。

内容につきましては、78ページ、79ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 以上、議案第198号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、込山靖子議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 81ページで、居宅介護サービス給付費というのが240万マイナスになっていますよね。これというのは、居宅介護サービスを受けている人が少なくなったとか、どういう意味合いで少なくなったんでしょうね、給付。その予算からたまたま利用する金額が少なかったというかもしれないんですけども、ただ、居宅介護として240万減ったというその理由というか、教えていただきたいと思います。

あと、次の83ページで、高額介護サービス費とか介護予防・生活支援サービス事業費というのは増えていますよね。だから、高額介護サービス費というのは増えている。だから、それだけ高額介護をサービスする事業というか、そういうものがかかっている。あとは介護予防ですね。生活支援サービスが140万増えているという、だから、減っているのと、介護の中でも増えているのと減っているという、ちょっと何かその理由というか、具体的な理由というのがあったら教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

〔福祉こども課総括主幹兼副課長 須賀康弘 登壇〕

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 6番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、歳出の81ページ、居宅介護サービス給付費が240万減額している、また、83ページの高額介護サービス費100万円増額、介護予防・生活支援サービス事業費が140万増額ということでございますが、こちらにつきましては、実績による増額となっております、4月から現在まで使った分を推計させていただいて、その計算になつての予算の調整でござい

す。

また、83ページの介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、こちら、第1号訪問事業・通所事業費の増加ということで、要支援1、2の認定者と総合事業対象者が利用する訪問介護や通所介護に関わる費用になりますが、こちらは、令和7年6月に須賀川市のほうに新しい施設等ができて、利用者等が増加したため費用が増加しての補正増額となっております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第198号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第199号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第20、議案第199号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました議案第199号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書87ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の補正予算に係る事業費の増額と、事業実績による減額に伴う補正予算です。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,880万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,544万9,000円とするものです。

第2条では、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費となります。

議案書90ページをお願いします。

第2表では、繰越明許費として、7,470万3,000円を次年度に繰越するものです。

歳入歳出の詳細につきましては、94ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫淳一） 以上、議案第199号について、提案理由をご説明いたしました。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第199号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第200号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第21、議案第200号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） ただいま上程されました議案第200号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書98ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和7年度育英資金の貸付額の確定及び育英資金への寄附によるものであり、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ329万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ234万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、104ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（森尾知之） 以上、議案第200号につきまして提案理由をご説明いたしました。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第200号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間の休議をいたします。

休議 午後 1時53分

開議 午後 2時03分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第201号～議案第210号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第22、議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算から、日程第31、議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案10件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま一括上程されました議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算外、議案第202号から議案第208号までの令和8年度特別会計予算7件及び議案第209号 令和8年度上水道事業会計予算並びに議案第210号 令和8年度下水道事業会計予算の10件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和8年度鏡石町一般会計予算の予算書の1ページをお開きください。

議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,000万円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、6ページをお願いします。第2表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業につきまして、令和8年度から令和10年度までの期間の限度額を375万円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、第3表といたしまして、認定こども園整備事業費ほか6件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めまして、限度額の合計が1億3,740万円、1ページの第4条、1ページに戻っていただければと思いますが、1ページ、第4条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第5条におきましては、歳出予算の流用の範囲について定めるものでございます。

次に、2ページを開いていただければと思いますが、第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

2ページの歳入でございます。

1款町税といたしまして17億4,751万6,000円、2款地方譲与税といたしまして7,476万7,000円、3款利子割交付金といたしまして120万円、4款配当割交付金といたしまして500万円、5款株式等譲渡所得割交付金といたしまして400万円、6款法人事業税交付金といたしまして2,800万円、7款地方消費税交付金といたしまして3億1,700万円、8款環境性能割交付金といたしまして640万円、9款地方特例交付金といたしまして1,670万円、10款地方交付税といたしまして17億3,377万円、11款交通安全対策特別交付金といたしまして90万円、12款分担金及び負担金といたしまして1億167万6,000円、13款使用料及び手数料といたしまして6,093万3,000円、14款国庫支出金といたしまして9億7,140万1,000円。

3ページをお願いいたします。

15款県支出金といたしまして6億967万5,000円、16款財産収入といたしまして1,078万1,000円、17款寄附金といたしまして8,010万1,000円、18款繰入金といたしまして4億3,592万5,000円、19款繰越金といたしまして3,000万円、20款諸収入といたしまして8,685万4,000円、21款町債といたしまして1億3,740万円、22款自動車取得税交付金といたしまして1,000円、合わせまして歳入合計64億6,000万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお願いいたします。4ページでございます。

1款議会費といたしまして8,182万1,000円、2款総務費といたしまして8億9,769万6,000円、3款民生費といたしまして23億2,630万1,000円、4款衛生費といたしまして5億1,134万7,000円、5款労働費といたしまして644万円、6款農林水産業費といたしまして4億6,082万8,000円、7款商工費といたしまして1億6,043万6,000円、8款土木費といたしまして5億6,696万2,000円。

5ページをお願いいたします。

9款消防費といたしまして2億5,601万円、10款教育費といたしまして6億8,608万6,000円、11款災害復旧費といたしまして4,000円、12款公債費といたしまして4億7,870万円、14款予備費といたしまして2,736万9,000円、合わせまして、歳出合計といたしまして64億6,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計及び事業会計につきましてご説明を申し上げます。

こちらでございます。よろしいでしょうか。別冊の特別会計・事業会計予算書の1ページ

をお願いいたします。よろしいでしょうか。

1 ページ、まず初めに、議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,713万8,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

2ページの第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございまして。

1款国民健康保険税から8款町債まで、記載のとおりでございます。主なものといたしましては、1款国民健康保険税が1億9,012万1,000円、3款県支出金が8億8,277万8,000円、5款繰入金が1億1,166万9,000円、7款諸収入が50万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が11億8,713万8,000円でございます。

次に、3ページになります。

歳出でございます。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで、記載のとおりでございます。主なものといたしましては、2款保険給付費が8億6,291万3,000円、3款国民健康保険事業費納付金が2億6,963万5,000円、5款保険事業費が3,121万8,000円などございまして、これらを合わせまして歳出合計が11億8,713万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、27ページをお願いいたします。27ページでございます。

議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,117万7,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、28ページをお願いいたします。第1表によりましてご説明を申し上げます。

28ページ、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款後期高齢者医療保険料が1億

3,357万8,000円でございます。3款繰入金が4,669万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が1億8,117万7,000円でございます。

次に、29ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億7,810万4,000円などございまして、合わせまして歳出合計が1億8,117万7,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、41ページをお願いします。41ページでございます。

41ページ、議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,408万8,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金といたしまして、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、42ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

42ページ、歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款保険料が2億8,702万5,000円、3款国庫支出金が2億7,632万7,000円、4款支払基金交付金が3億2,805万1,000円、5款県支出金1億8,119万6,000円、7款繰入金1億8,632万3,000円などございまして、合わせまして歳入合計が12億6,408万8,000円でございます。

43ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで、記載のとおりでございます。主な内容につきましては、2款保険給付費が11億8,828万6,000円、5款地域支援事業費が4,963万円などございまして、合わせまして歳出合計が12億6,408万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、69ページをお願いします。69ページでございます。

69ページ、議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、70ページ、第1表によりまして、その概要について

ご説明を申し上げます。

70ページ、歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、3款繰越金12万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が12万8,000円でございます。

次に、71ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、4款予備費が11万3,000円などございまして、合わせまして歳出合計が12万8,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、81ページをご覧ください。81ページでございます。

81ページ、議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,380万7,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましては、82ページ、第1表によりましてご説明を申し上げます。

歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,379万円などとなっております。合わせまして歳入合計が4,380万7,000円でございます。

83ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1款総務費が4,350万7,000円、4款予備費が30万円、合わせまして歳出合計が4,380万7,000円ございまして、以上、計上させていただきました。

次に、95ページをお願いします。95ページでございます。

95ページ、議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億600万円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、98ページでございますが、98ページの第2表といたしまして、地方債の起債の目的を区画整理事業費、限度額を3,960万円としまして、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおりと定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、96ページ、96ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

96ページ、歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで、記載のとおり

りでございます。その主な内容につきましては、1 款繰入金が9,873万2,000円、3 款国庫支出金が4,400万円、5 款町債が3,960万円、6 款財産収入が2,366万6,000円などございまして、合わせまして歳入合計が2 億600万円でございます。

97ページをお願いします。

歳出につきましては、1 款事業費から4 款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1 款事業費が1 億7,143万3,000円、2 款公債費が3,377万円などございまして、合わせまして歳出合計が2 億600万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、107ページをお願いします。107ページでございます。

107ページ、議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744万円と定めるものがございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、108ページの第1表によりまして、その概要についてご説明を申し上げます。

108ページ、歳入につきましては、1 款繰入金から5 款繰越金までの記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1 款繰入金が562万1,000円、3 款諸収入が162万円などございまして、合わせまして歳入合計が744万円でございます。

次に、109ページをお願いします。

歳出につきましては、1 款育英資金貸付金から3 款諸支出金まで、記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1 款育英資金貸付金が562万円、2 款基金積立金が181万9,000円などございまして、合わせまして歳出合計が744万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、119ページをお願いします。119ページでございます。

議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものがございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数が5,025戸、年間総給水量が121万7,640立方メートル、1日平均給水量が3,336立方メートル、主な建設改良事業費は、桜岡浄水場改修事業が2 億1,000万円、石綿セメント管更新事業が1,500万円、成田遊水池関連事業が1,900万円などと定めるものがございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款水道事業収益が4 億3,731万3,000円、内訳は第1項から第3項のとおりでございます。

次に、支出の部、水道事業費用が4 億9,468万円ございまして、内訳が第1項営業費用

から第4項予備費まで記載のとおりでございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を2億7,300万円と定めまして、120ページへお願いします。120ページでございます。資本的支出の部を4億3,680万7,000円と定めまして、戻っていただきまして、119ページに戻っていただきまして、第4条の2行目をご覧ください。第4条の2行目、不足する額1億6,380万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,857万7,000円、建設改良積立金が4,100万円及び地方消費税資本的収支調整額423万円で補填するものでございます。

120ページをお願いします。

第5条、継続費につきましては、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名を第5次拡張事業桜岡浄水場改修としまして、総額を3億2,000万円、年割額を令和8年度が2億1,000万、令和9年度が1億1,000万円と定めるものでございます。

第6条、企業債につきましては、起債の目的を桜岡浄水場改修事業債ほか2事業といたしまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

121ページをお願いします。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めまして、第10条におきましては、棚卸資産の購入限度額を49万7,000円と定めるものでございます。

次に、151ページをお願いします。151ページでございます。

議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、公共下水道事業の業務の予定量につきましては、処理戸数3,850戸、年間総処理水量が135万8,000立方メートル、1日平均処理水量3,720立方メートル、主な建設改良費としましては、マンホールポンプ改修工事540万円、流域下水道建設負担金が838万9,000円などと定めるものでございます。

第2項といたしまして、農業集落排水事業の業務の予定量につきましては、処理戸数が240戸、年間総処理水量が6万1,000立方メートル、1日平均処理水量が167立方メートル、主な建設改良費につきましては、汚水ます設置工事が200万円と定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款公共下水道事業収益が3億5,209万5,000円でございます。第1項営業収益から第3項特別利益については、

記載のとおりでございます。

第2款農業集落排水事業収益が6,557万6,000円ございまして、第1項営業収益から第3項特別利益につきましては、記載のとおりでございます。

次に、支出の部、第1款公共下水道事業費用が3億5,209万5,000円ございまして、第1項営業費用から第4項予備費まで、記載のとおりでございます。

第2款農業集落排水事業費用が6,557万6,000円ございまして、第1項営業費用から、152ページをお願いします。152ページの第4項予備費まで、記載のとおりでございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入の部の第1款公共下水道事業の資本的収入の合計を1億8,886万3,000円と定めるものでございまして、第2款農業集落排水事業の資本的収入の合計を1,242万5,000円と定めるものでございまして、支出の部の第1款公共下水道事業の資本的支出の合計を2億9,959万6,000円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的支出の合計を2,850万円と定めるものでございます。第4条の2行目でございますが、不足する額1億2,680万8,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億2,408万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金272万6,000円で補填するものでございます。

第5条、債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございまして、水洗便所改造資金利子補給事業ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

153ページをお願いします。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの限度額を3,970万円とするものでございます。

第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めまして、第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

154ページをお願いします。

第10条におきましては、棚卸資産の購入限度額を20万4,000円と定めるものでございます。

以上、令和8年度一般会計、特別会計、上水道及び下水道事業会計、合わせまして10会計の予算につきまして、その概要についてご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案10件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） すみません。一般会計予算書の4ページで、総務費に庁舎等新築事業基金積立金で97万1,000円という金額が計上されていますが、先ほど毎年2,000万円は積み立てるって決まっているって言っているから、どうして予算のところにその2,000万というのが、決まっている金額が出なくて、この中途半端な97万1,000円が出ているのかなとちょっと疑問に思ったので、教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。
企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

一般会計の予算書の4ページにあります総務費の9項庁舎等新築基金積立金97万1,000円ということで、先ほど答弁したように、庁舎等新築基金につきましては、2,000万円以上積み立てるというふうな規定になっております。そちらの中身につきましては、詳しくは毎年度2,000万円を積み立てるということですので、当初予算に計上するというふうには書いてありませんで、最終的に年度内の中で2,000万円を確保するというような条例に、構成になっておりますので、こちらのほうは、財源等と予算規模の関係等で、取りあえずは利子分だけを計上させていただいて、最終的には2,000万を必ず積むというふうな形になっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和8年度鏡石町各会計予算の議案10件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、令和8年度鏡石町各会計予算の議案10件につきましては、予算審査特別

委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきまして、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和8年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、町島議員、2番、熊倉正麿議員、3番、東悟議員、4番、根本廣嗣議員、5番、稲田和朝議員、6番、込山靖子議員、7番、吉田孝司議員、8番、小林政次議員、9番、畑幸一議員、10番、円谷寛議員の10名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時36分

開議 午後 2時44分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

○議長（角田真美） 予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和8年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に3番、東悟議員、同副委員長に9番、畑幸一議員が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第32、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第16号から陳情第17号までの2件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 2時45分

第 2 号

令和8年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和8年3月9日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課 総括主幹兼 副課長	須賀康弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	森尾知之
会計管理者 兼出納室長 農業委員会	緑川憲一	農業委員会 事務局局長 選挙管理 委員会委員長	佐藤喜伸
	菊地栄助		草野孝重

事務局職員出席者

議会事務局長 吉田光則 主査 藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 根 本 廣 嗣

○議長（角田真美） 初めに、4番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

4番、根本廣嗣議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） おはようございます。

何回やっても慣れないものですから、聞き取りにくいと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

最初に、東部環状線接続道路についてですが、知り合いや町民の皆さんで、ちょっと部落でもしゃべってみると、あの道はいつ開通するのかとよく聞かれます。そして、あとまっすぐあれで、接続道路の須賀川方面が相当道が悪いので、なかなか、みんな日にちとかそういうのを……いつ開通するんだってば、一応説明しているんですけども、なかなかみんな分からないもので、それで第1問（1）質問します。道路と地権者との進捗状況をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

東部環状線接続道路計画の地権者との進捗状況についてでございますけれども、鏡石町区間につきましては、令和6年度から土地所有者と現地において、事業用地幅を確認しながら、事業合意を図りました。今年度は、地権者交渉と併せながら、道路詳細設計業務や事業用地内の用地補償調査業務、さらには不動産鑑定業務を実施したところでございます。今後は事

業用地の取得に向け、地権者との用地協議を進めてまいります。

須賀川市区間につきましては、現在、地権者交渉と併せながら道路詳細設計業務を実施しており、令和8年度から用地補償調査業務を行い、その後、用地協議を進めていくと聞いております。工事施工につきましては用地取得後となりますので、おおむね令和9年度以降の着手を目指して事業を進めてまいります。

なお、この事業につきましては、国の補助事業を活用しながら進めているため、国からの補助額により事業進捗に影響する面もありますが、継続的に事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 優先順位はあると思いますけれども、なるべく早く開通をしてもらいたいと思います。

続きまして、防災について質問いたします。

今、行政区で防災計画を作成していますが、いろいろ、震災から15年たちまして、遊水地あれで、災害15年たってなかなか、15年たちますと、みんな日頃の防災の意識もだんだん薄れてくると思います。15年たって、震災と令和元年の洪水と、あとその後の地震と、3回大きな災害ありましたけれども、これから子どもたちのために……子どもたち、今の時代いろいろ、危険な目に遭うところがあると思うので、子どもからの目線の防災ハザードマップみたいなものをつくってはどうかと思って質問させていただきます。

最初に、（1）防災ハザードマップは何年で更新するのか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

防災ハザードマップの更新には、法令等で定められた年数等の期間はないため、基本的には国や県による浸水想定区間の見直しに合わせて、市町村が適宜、見直し、更新を行う仕組みになっております。

現在の防災ハザードマップは水防法の改正により1,000年に一度クラスの想定最大規模の雨量を反映しまして、令和3年度に7年ぶりに更新しております。

今後、更新する目安としては、国や県が洪水などの浸水想定区域を改定した場合や、大規模水害の後などに見直しをする予定です。特に、阿武隈川流域では遊水地事業により、浸水想定区域が今後改定となることが予想されますので、地域の実情に合わせ、防災ハザードマ

ップを更新してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 続きまして（2）です。今、行政区の防災計画を行っているのですが、目的は何か。あと町民に……では目的、お願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

地区防災計画の目的は、地域における災害リスクを軽減し、地域住民の安全と安心を確保することにあります。

地区防災計画の策定主体は行政区であります。地元の災害リスクや適切な共助の活動を行うには専門的な知識が必要であり、行政区の住民等だけで作成するには限界があることから、県や市町村で計画策定の支援を行う必要もあります。

町では、令和6年度に仁井田区をモデル地区として、県と連携して町内で初めての地区防災計画策定支援を行い、今年度も笠石区と鏡石1区の策定支援を行っておりますので、今後も地域の特性に応じた防災対策を推進し、安全な地域づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 計画どおりで、町民に、やったことを小まめに発信するようにしていただきたいと思えます。

続きまして、（3）町には防災士が何人いるのか。また、防災士の集まりとかはあるのかをお聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

防災士は、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格であり、鏡石町の防災士認証登録者数は1月末現在で38名となっております。防災士は、平常時の地域における防災体制づくりの中核となるとともに、災害時には地域防災活動の先導役として活動できる、地域の防災リーダーとなります。

町では、令和4年度から消防団の分団長以上の方に防災士資格取得の助成をしております、こ

れまで29名の方が防災士資格の取得をしております。

これまで、防災士のみの集まりはございませんが、防災士の方には火災訓練などに参加していただき、消火訓練やAED訓練などの支援活動を行っていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 防災士、そういう団体をつくってもいいような気もしますけれども……
続きまして、4番、学校では防災についてどのように教えているのかお聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小学校と中学校では防災教育の運営計画を策定しておりまして、防災教育に取り組んでおります。具体的には、年3回避難訓練等を実施しまして、児童生徒が実際の避難行動を実感・体感できるようにしておるところです。

また、専門施設での学習としましては、環境創造センターコミュタンふくしまや東日本大震災原子力災害伝承館におきまして、実際に起きた災害による被害からその後の復興までの取組について学んでいるところ です。

さらに、各学校におきましては、教職員と児童生徒が地域を実際に歩きまして危険箇所の現地確認を行い、危険箇所などをまとめたマップを作成して校内に掲示するなどの注意喚起を図っているところ です。

これらの教育活動の中での防災教育を通じまして、児童生徒が自ら正しく判断し行動できる力を育むように取り組んでいるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） ありがとうございます。

今、5番のものも回答していただいたようなんですけれども、今の時代、子ども、いろいろな危険な目に遭うところがあるので、いろいろ公園とか、あと隠れる場所とかそういうところあって、今防災マップとかつくっていると思うんですけれども、危険な場所とかそういうところを、大人目線でなく子ども目線でやっているということなんですけれども、これからも継続してやってもらいたいと思います。

5番は回答してもらったので……

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。（5）番についてですね。

教育長。

○教育長（渡部修一） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、各学校で防災マップ等については作成していると申し上げましたけれども、質問の言葉にあるような、町で作成している町の防災ハザードマップについては、なかなか子どもには理解しづらい部分もありますので、特に小学生についてはなかなか理解しづらいところがあるなというふうに感じております。

そのために、子どもでも理解しやすい簡単明瞭な言葉や表現など、子ども目線での防災ハザードマップにつまましては、いわゆる防災をもっと身近に、誰もが分かりやすくという防災意識の向上のためには大変重要な視点であるというふうに感じております。

防災ハザードマップを含めまして、今後、子ども目線での防災教育を検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、子ども時代から、小さい子どもから、まめにやれば、体にそういう意識が、防災の意識が入ってくると思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3番、介護福祉の現状と買物弱者に対する施策についてお聞きします。

高齢化が進み、それと同時に介護を必要とする高齢者も増加傾向にあります。また、その介護に携わる介護職員の不足も問題になっております。介護利用者の窓口になっているケアマネジャーの不足も課題となっておりますが、さらに高齢化が進むことで、買物弱者も増加することが確実だと思ひます。町としては、これからの現状をどのように捉えているのか質問します。

（1）ケアマネジャーの人数、町人口の割合で何名が必要なのか。また、1名の受持ちは何名か。適正な人数は何名なのかお聞きします。

○議長（角田真美） 根本議員に申し上げます。

ただいまは（2）でありまして、（1）のほうから進めてください。

○4番（根本廣嗣） 申し訳ないです。じゃ、（1）町の事業所は何件くらいあるのか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

現在、町内には13件の事業所があります。

サービス種別の内訳につきましては、訪問介護が2件、訪問看護が1件、通所介護が1件、介護老人保健施設、こちら特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護が2件、福祉用具貸与が2件、居宅介護支援が1件、介護予防支援が1件、地域密着型通所介護が1件、認知症対応型共同生活介護、グループホームでございます、が2件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 分かりました。

続きまして、（2）ケアマネジャーの人数は、町人口の割合で何名が必要なのか。また、1名の受持ちは何名か。適正の人数は何人かをお聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

ケアマネジャーにつきましては、要介護者等がサービスを受けられるようにケアプランの作成や、市町村・サービス事業者、施設等との連絡調整を行う者のことで、正式には介護支援専門員と呼ばれております。

国が示す指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準では、常勤の介護支援専門員を、利用者44人またはその端数を増すごとに1名配置することを定めており、当町の2月末時点の要介護認定者数は482人ですので、単純計算では11人の介護支援専門員が必要となります。

町内にある居宅介護支援事業所は1件で、介護支援専門員は2名おり、利用者72人を受持ちしております。上限人数と比較しますと若干少ない数値ですが、これは新規利用者の受入れや急な対応が必要なケースに備えて、常に余裕を持たせているためでございます。

なお、町内の要介護認定者を、町外の介護支援専門員が受け持つことは、全国的に認められている一般的な仕組みであり、当町では須賀川市や天栄村、矢吹町に所在する事業所に受持ちをいただいている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 分かりました。

続きまして、（3）町内で登録されているホームヘルパーの人数は何人でしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

ホームヘルパーとは、介護保険や障害福祉サービスにおいて、利用者の自宅を訪問して、食事・入浴・排泄の身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助を行う介護職のことで、正式には訪問介護員と呼ばれております。

町内には、訪問介護事業所は2件ありまして、合計8名の訪問介護員が在籍しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 続きまして、（4）リハビリのできる近隣での施設数はどのぐらいありますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 4番議員の質問にご答弁申し上げます。

通所リハビリテーションは、介護保険を利用して介護老人保健施設や病院・診療所等に日帰りを通い、医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士などから、機能訓練やリハビリテーションを受けるサービスで、デイケアサービスとも呼ばれております。

通所介護（デイサービス）が民間企業やNPOも多く参入するのに対しまして、通所リハビリテーションは医療法人が主体となる点が特徴であります。医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が運営主体になります。

町内に所在はなく、近隣では、郡山市に27件、須賀川市に8件、矢吹町に3件、泉崎村に1件あります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） ありがとうございます。

続きまして、（5）今後、買物弱者は増加傾向と思われそうですが、施策、対策についての考えをお聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 4番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今後、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、運転免許証を返納された方など、一人での外出が難しく日常生活に支障を来している買物弱者が増加していくため、対策が必要であると認識しております。

町では、令和6年度から高齢交通弱者対策として、70歳以上の高齢者で運転免許証を返納された方に、継続してタクシー券を助成しているほか、平成26年度から社会福祉協議会で運行している「おでかけ支援ゆうあいバス」に補助を行っております。

ゆうあいバスは、外出や買物をする移動手段の確保が困難な高齢者や障がい者の方を、自宅または付近の場所から町内の買物先等の間を送迎することで、安心して外出や買物ができるように支援するサービスでございます。

令和8年度からは、ゆうあいバスは週2.5日から週3.5日に拡大して運行する予定ですので、今後も社会福祉協議会と連携し、買物弱者対策を進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 継続的なあれで、これから高齢者が増えると思いますので、継続的な事業をよろしくをお願いします。

次、4番、移住者について質問します。

町の移住者でこの5年間の変動はどうですか。聞きます。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人口減少対策が全国的な課題となる中、本町におきましても移住・定住の動向を把握しまして対策を講じることにつきましては、極めて重要な課題であるというふうに認識しているところでございます。

ご質問の、過去5年間の移住者の変動ということでございますが、転入・転出の方のうち、どなたを移住者として見るかということは、正確に分類することはなかなか難しいかなというふうに考えております。

その移住者の中で、我々が把握している部分につきましては、町のほうで移住・定住対策としまして実施しております「来てかがみいし移住定住促進事業」の補助実績を一つの指標としてお答えすることができますので、その指標をお答えしたいと思います。

実績としましては、令和2年度におきまして19件で71名の方が転入されている。令和3年度におきましては19件63人、令和4年度につきましては17件の56人、令和5年度につきましては19件の62人、令和6年度につきましては17件の59人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） それでは、（2）移住者の横のつながりや、何か集まりなどはあるのでしょうか。質問します。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新しい環境になじみ、安心して生活をしていただくためには、地域におけるつながりづくりが重要な、大切なことではないかなというふうには認識しております。

ご質問のとおり、移住者同士の横のつながりも大切だとは思いますが、町としましては、移住者の方々にそのような特化した、専用のコミュニティーを新たに形成するよりも、現在お住まい、今お住まい、移住された地域のほうにおけます班行動や行政区といった既存の組織のほうに、自然な形でなじんでいただくということが、長期的な定住につながるということでは、一番、最も望ましい形であるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 分かりました。

続きまして、（3）移住者が集まったイベントのようなものはあるのでしょうか。お聞きします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

イベントを通じました住民同士の交流につきましては、地域に愛着を持っていただくために非常に有効な手段の一つであると認識はしております。さきの答弁と一部重複いたしますが、現在町としまして、移住者のみにターゲットを絞りました限定的なイベントにつきましては、想定はしておりません。新たに本町に転入された皆様方には、町や各地で開催される既存のイベントに自然な形でご参加いただきまして、地域融和の観点からもそのような形が望ましいのではないかなというふうに考えております。

そのためにも、新規の住民者の皆様に対しましては、町内で行われます各種のイベントの情報をより早く、より広域的確に周知されるように、広報活動、情報発信のほうに工夫を努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、根本議員。

〔4番 根本廣嗣 登壇〕

○4番（根本廣嗣） 鏡石に来て孤立してしまうことが一番心配なんですけれども、なるべく、行政区で皆さん知っていると思うので、なるべく声がけをするような、そういうことをしてもらいたいと思います。

これで私の質問を終わりますが、最後に、吉田課長と菊地課長が今年で定年退職ということです。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

○議長（角田真美） 4番、根本廣嗣議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、6番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

6番、込山靖子議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 6番、込山靖子、通算12回目の一般質問をします。よろしくお願ひします。

1月23日、高市首相は通常国会冒頭で衆議院を解散し、2月8日が投開票日となり、自民党は圧勝し、定数の3分の2以上の議席を単独で占めました。この結果は権力の一極集中による強力な中央集権国家になり得るのではないかと懸念しています。

また、2月28日、アメリカとイスラエルがイランに攻撃を開始し、世界情勢は激動しています。日本も影響を受け、さらに厳しいインフレによる経済衰退になっていくのではないかと危惧しています。

しかし、どんな時代になろうとも、誰もが幸せな町になるよう、議員として日々心がけていきたいと思っています。

では、通告書に従い質問をします。

1月21日の臨時議会において、中学校体育館空調設備整備等事業の補正予算1億5,281万8,000円が全会一致で採択されました。その議案に関しては、その日の午前中に、臨時全員協議会にて短い時間でのわずかな質疑応答がありましたが、具体的内容の概要も詳細もほとんどわからないまま、午後の臨時議会となりました。臨時議会で質疑をしたのは私一人だけでした。ルールに基づき、質疑は3回しかできず、多くの疑問や違和感が残ったまま、私は賛成の挙手をしてしまいました。

しかし、果たして、町民にとって本当に正しい判断だったのか、正しい選択だったのかと、今も心の中に、正直に言って疑問が残っています。実際、私一人が反対したとしても、多数決で結果には変わりはありませんでした。

一言で1億5,000万円と簡単に言いますが、私たち庶民にとっては莫大な血税です。また、この大規模な学校事業に関し、ほとんどの町民の方は知りません。私は、臨時議会の後、国の公立学校施設における体育館等への空調設備整備事業臨時交付金について調べました。国は、学校施設の避難所機能を強化し、対災害性能向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館への空調設備を加速させようとしています。

その支援策として、1、補助率2分の1、上限は7,000万円。2、地方負担額100%に地方債充当。3、元利償還金への交付税措置率50%。4、空調単価拡充。5、令和15年度まで複数年の事業として申請可能。6、体育館空調の光熱費に交付税措置（校舎数による）。7、断熱工事の要件緩和などがあることが分かりました。

福島県内では、実際にこの交付金を利用して設置したのは、私の知る限り、福島市の10校と天栄村です。高額な事業であるため、実際にはなかなか実行は難しいという本音を、他の市議会議員からお聞きしました。

郡山市や須賀川市は、熱中症対策として、低コストの1台100万円ほどの気化熱を利用した移動式大型冷風機を採用しました。全国小中学校約2万9,600校あるうち、冷房設備は2025年5月1日時点で22.7%となっています。そのことを踏まえまして質問をします。

(1) 1月21日の臨時議会に議案が提出されるまでの経緯と理由を問います。①中学校体育館に空調設備を設置する目的は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） おはようございます。

6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、文科省といたしましては、近年の猛暑の深刻化を背景に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に基づきまして、2035年度までに公立小中学校空調設備を設置率95%にする目標を掲げております。町、また教育委員会といたしましては、空調設備設置に当たりまして、主に3つの目的をもって進めるものと考えております。

まず第1に、生徒の安全確保でございます。全国的な猛暑によりまして、体育事業、部活動、学校行事における熱中症リスクが高まっていることから、本町におきましても生徒が安全に活動できる環境を確保する必要があると考えております。

第2に、教育環境の質の向上でございます。体育館は、授業のみならず、全校集会や学校行事など、部活動も含めまして、多目的に活用される施設でありますので、年間を通じて安定した教育活動を実施できるよう、環境整備を図るものでございます。

第3に、防災機能の強化でございます。当該体育館は、災害時の指定避難所に指定されておりますので、空調設備の整備によりまして、施設機能の向上という観点におきまして意義

があるものと認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 詳しい説明をどうもありがとうございます。私が初めて聞きました。ありがとうございます。

②中学校体育館に空調設備を設置するという話が持ち上がったのはいつ頃で、きっかけは何でしょうか。漏れ聞こえてきた話によりますと、ある国会議員の進言がきっかけだったということの後で知りました。そういう裏事情を私だけは知りませんでした。どのような、いつ頃話が持ち上がって、きっかけは何だったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、令和6年度に国が示した学校施設の環境改善、また防災機能強化を目的とした交付金制度が示されたことを契機に、教育委員会といたしましては検討を開始したものでございます。

国からは近年の猛暑を踏まえ、学校施設における猛暑対策、早急に進める必要が示されておりますので、本町におきましても、交付金を活用することによりまして、財政負担の軽減を図りながら整備を進めることが可能となったということから、令和6年度より整備の検討を始めたというものでございます。

体育館につきましては、体育事業、部活動、繰り返しとなりますけれども、日中のときに使用される施設でございますので、生徒の安全確保、教育環境の向上と防災機能の強化、本事業の実施に至ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 経過は分かりましたけれども、きっかけというのがちょっと分かりませんでした。ただ、それだけ令和6年度より検討を続けていたにもかかわらず、1月21日、年度末近いって言えば私は近いと思うんですけども、それだけ検討していたにもかかわらず、早急にその臨時議会で補正予算を計上しなければならなくなった理由は何でしょうか。③です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

早急に補正予算を計上しなければならなくなった理由といたしましては、国の補助率の改定もありましたので条件がよくなったというのが前提にもございます。また、国の令和7年度補正予算メニューにおきまして、学校施設に係る空調設備の補助単価の引上げが、こちらが大きな要因でございます。

こういった改正によりまして、従来よりも有利な条件で事業を実施できるようになりまして、補助金を活用して空調設備を設置するため、国のスケジュールに対応した1月の補正予算として計上させていただきましたので、国につきましては、7年度の補正予算、12月16日に通過しておりますので、そういった部分でタイトスケジュールの中で準備を進めていたということでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） 6 番、込山議員。

〔6 番 込山靖子 登壇〕

○6 番（込山靖子） 町長のおっしゃるスピード感があって素晴らしいと思います。

④は、予算を算出するに当たり、どのようなメンバーで、どのような話合いがされたんでしょうか。国は、設計施工を一括発注方式というのを認めています。ただ、その設計業務委託料とかは、県の建設関係設計業務等委託料算定基準による算定シートによって、人件費や経費や技術料などで工事費の10%から15%というような形でなっています。ただ、その1億5,000という事業費というのは、簡単には出る数字ではないと思いますので④の質問をします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

予算の算出に当たりましては、通常の一般的な工事と同様に、教育委員会といたしましては、関係部署と連携しながら検討を進めてまいりました。具体的には、設計会社、設備会社などの専門業者から参考見積りの聴取や、現在の市場状況などの確認をしたところでございます。

検討の過程では、体育館の規模や利用状況などを考慮しまして、必要となる空調の能力、設置方法などにつきまして、専門的な意見をいただきながら見積りを求めまして、県の積算基準に基づきまして、概算事業費を積算したものでございます。

また、全国的に空調設備が進められている状況を踏まえまして、機器の供給状況や物価高におきます価格動向などにつきましても確認を行いまして、工期などのスケジュールの設定などをしております。

また、予算の算出に当たりましては、教育委員会、学校、財政部局などの意見も参考にしながら、総合的な判断をいたしまして、今回の予算計上に至ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 確かに、本当に専門的な専門業者に相談しなければ概算見積りというの
は出ないわけです。ただ、その専門業者というのがどのような方たちだったというのは全然
見えてこないわけですよ。そういった意味で、そういう専門業者、人たちと水面下で話合い
がされていたという、全然……それが分かりました。

⑤予算策定の中で、低コストのやり方の事例などは参考にはしなかったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

予算の算定に当たりましては、事業費の抑制が非常に重要な視点であることから、低コストでの整備手法につきましては、重要課題として検討を行ったところでございます。

具体的には、他の自治体における空調設備の整備状況、導入方式、設備規模等の事例を参考にするとともに、設計会社などの専門業者、専門事業者のほうから情報収集を行いまして、本町の中学校の体育館の施設の規模、利用実態に適した整備方法を検討してございます。その上で、設置時における費用のみならず、運用におきましてもコストを抑えるよう配慮しながら、概算事業費、整理して予算計上を行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今のご時世は、放っておいても物価高騰とかでどんどん人件費も、ありとあらゆるものが値上がりしていますから、そういった意味では、どうやったら無駄なとい
いますか、高額にならないかというのも重要なものじゃないか。阿武隈遊水地にしたって、
突然なんか800億以上になって2倍になっていますから。そういうふうなことがないように、
十分には検討する必要があるのではないのでしょうか。

⑥令和7年度から令和9年度までの3年間継続事業としたのはなぜでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本事業を令和7年度から令和9年度までの3か年事業としました理由につきましては、ま

ず、国の補助制度及び令和7年度補正予算が算出、出されたことで、資材、機器の調達を踏まえますと、計画的に実施する必要があるというもので判断したところでございます。

全国的に学校体育館への空調設備が進められてきておりますので、空調機器、関連資材の需要が高まっております。このため、早期に事業へ着手することが求められますので、短期間での一括整備を行いますと、調達面や施工体制の確保に課題が生じる可能性もございません。

また、令和7年度補正予算におきましては、補助制度の拡充が図られておりますので、この財源を有効に活用しつつ、年度ごとの補助採択の整合性を図りながら事業を進めるという必要性もございました。

これらの状況を総合的に勘案しまして、事業の確実な実施、財政負担の平準化を図る観点から、令和7年度から9年度までの3か年計画で事業を進めるとしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 国が複数年の事業費としていいというふうに認めていますから、別に3年だろうといいんですけれども、ただ、国は断熱工事は後になってもいいよと、そういうふうな理由から、そういう年度、複数年の工事が可能というふうに、申請が可能というふうにしています。

ただ、その複数年の申請が可能であるのに、令和7年度中にぼんと一括で1億5,000というものを補正予算で出したというのが不思議だなんて、私の中では思っているんですけれども。

あと、⑦鏡石の公共施設等総合計画令和4年度改定版というのがありまして、我が町は築年数が30年以上の施設の総延べ床面積は全体の54.6%を占めているとあります。今年令和8年なので、もっと増えていると思います。その中でも、現在、学校教育施設は19あるうち、40年以上経過年数がたっている施設が何と14あり、全体的に超老朽化しています。大事な教育施設がなぜこんなに古いままなのでしょうか。

計画書では、優先順位をつけた保全を実施していくとありますが、超老朽化している教育施設の中で、比較的新しい築36年の中学校体育館空調設備を早計に優先したのはなぜでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

公共施設等の整備計画につきましては、この計画につきましては個別施設の整備事業を限

定するものではなく、公共施設全体の管理運営に関する基本的な方向性を示すものでございまして、施設利用者の安全確保、施設機能の向上、防災機能の充実などを基本方針としております。

繰り返しとなる部分ではございますけれども、近年につきましては、全国的における夏場の猛暑の常態化、学校教育活動における熱中症リスクの増大につきましては、本町につきましても例外ではございません。中学校体育館につきましては、災害時の指定避難所として位置づけられておりますので、避難所環境の整備、改善などにつきましては必須でございます。

このような状況を踏まえまして、教育環境の安全性の向上、避難所機能の強化を図る観点から、整備の必要性が高まっているものということでございます。

さらに、国の学校施設環境改善に係る財政措置が拡充されておりますので、そういった有利な財源活用であったことでもございましたので整備が進みやすくなりまして、こういったタイミングでの優先的な整備に取り組む判断を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 国が早急に進めていることに従うというのも、それは大事かもしれないんですけども、ただ、令和15年度までその期間があるんですよ。だから、もうちょっと考えてからでもよかったんじゃないかと、本当に不思議でなりません。

（2）鏡石町中学校体育館の形状と状況等を問う。鏡石町中学校体育館は、ホームページで公表されている床面積は2,181平米で、一般の平均的な中学校体育館より1.5倍から2倍以上あります。空間容量もそれだけ大きく、空調するにはコストも倍かかってしまうことにはなるのではないのでしょうか。そこで質問します。

①一番高い天井のところから床までの長さは何メートルでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

体育館のアリーナ部分の床面から天井までの一番高いところにつきましては、16.5メートルという高さでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 16.5メートルというところかなり高いんですよ。大体、平均が10メートル、12メートルぐらいなんですよ。だから、鏡石の場合は本当に規格外の大きさなんですよ、

体育館が。

②天井に設置されている照明・電灯の数は幾つあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

アリーナ部分での電灯・照明器具につきましては、まず照明器具につきましては24基設置されております。電灯ということになりますと、2つの球がついた照明器具、4つの球がつく照明器具、それらを合計しますと72個の電灯が、水銀灯になりますけれども、そちらのほうで、その数が電灯ということによって設置されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 天井を見るとかなりの、本当に電灯設備というのがぶら下がっているわけなんですよね。あれ見て、ちょっと私もなんか怖いというか、地震あったときに落ちこちてくるんじゃないかなんていう、なんかちょっと心配もあります。

④、築36年たち、今後、老朽化による建物全体の長寿命化とか改修の予定はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。

③ではございませんか。

○6番（込山靖子） すみません。

③空調設備を設置するに当たり、雨漏りの心配や重量の負担はないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

体育館の空調設備の設置につきましては、屋根への影響についても十分配慮しながら、現在、設計を進めておりますので、その中で、機器の設置による雨漏りや重量による屋根への影響はないものと認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 直接的な屋根への心配はないということでほっとしました。

次、④築36年たち、老朽化による建物全体の今後の長寿命化や改修の予定はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校体育館につきましては、経年による施設の老朽化が進んでいることから、今後、鏡石町学校施設長寿命化計画に基づきまして、施設の安全性の確保、機能維持を図るための施設の整備検討を行っていく必要があるものと認識しております。

現時点での大規模改修の実施時期は未定ではございますが、今後の施設の状況を確認しながら、必要な改修、維持管理を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 築36年って、もう決して新しいわけではないので、やはり今後の維持管理費と長寿命化というのは、計画というか考えをしていかなければいけないのではないのでしょうか。

⑤2011年の東日本大震災のときは、落下したガラスが散乱し床一面を覆いました。当日の午前中には中学校卒業式が体育館で行われていましたが、もし時間が合っていたら大惨事になるところだったと思います。一小の体育館も中学校の体育館も、3.11のとき、避難所としては利用できませんでした。いざというときに、本当に避難所として役割が果たせるのか疑問に思います。体育館の場合は、南側も北側もものすごい数のガラス張りになっていますので。それを見ても、ちょっと危険かなという思いがします。

それで、⑤今までに避難所として使用されたことはあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校の体育館は、東日本大震災以降、鏡石町防災計画におきまして指定避難所として位置づけられておりますけれども、避難所としての使用、したことはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） どのような災害がこれから起きるか分かりませんが、ただ、令和元年度の水害のときだって使ったことがないということで、だから、これからも避難所としてどのような利用ができるのかというのは疑問です。

それで、⑥今までに雨漏り工事等は何度しているのでしょうか。直近では、令和6年度に

563万円の雨漏り工事をしています。そして、元議員の方の話によりますと、体育館建設後間もない頃、大規模な雨漏り工事をしたことがあるというような話をお聞きしました。それで、だから1978年、48年前に体育館……間違った、その後か。すみません、それ校舎のです。だから、体育館ができてから雨漏り工事は何度しているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校体育館の改修工事につきましては、大きな改修工事といたしましては2回実施してございます。

1回目につきましては平成17年度に屋根のふき替え工事ということで実施してございます。2回目につきましては、先ほど、議員のほうからは6年度というご発言がございましたけれども、こちらの認識といたしましては、2回目、令和5年度に雨漏りの改修工事563万2,000円、そちらのほうを実施してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 込山議員、申し上げます。ここで10分間の休議をいたします。

ここで10分間の休議をいたします。

休議 午前10時59分

開議 午前11時09分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き、会議を開きます。

6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） ちょっと突っ込んだ質問ばかりで申し訳ありませんけれども、やはり1億5,000万以上かかる工事ですので、ある程度、その疑問点というのは、はっきりと納得したいと思って質問しているわけでございます。どうか、ご承知おきいただきたいと思います。

それで、屋根の雨漏り工事等というのが今までに2回あったと。ただ、その鏡石中学校体育館の場合は、かまぼこ形とかアーチ形とかドーム形という屋根ではなくて、切り妻形の屋根しているんですよ。これは何か、調べたところ、風の影響を受けやすく、棟の部分の強度が重要になって、ここから雨漏りがしやすくなるという見方もあるそうなんです。

だから、切り妻屋根というのは、棟が最も高く、端に向かって傾斜するために、雪の影響とかそういうのもあったりして、そのメンテナンスも必要になる。それはどれも、どういう建物もそうだと思うんですけども、ただ鏡石の中学校体育館の場合は、先ほど申し上げましたように、規格外ぐらいに大きい建物なんで、やはりメンテナンス・維持管理費とい

うのもかかっていくわけなんです。だから、そういうことを考えますと、慎重な設置というか、必要かなと思っているわけです。

(3) 予算の内訳等について問う。① 1億5,281万8,000円の用途別内容の内訳を問います。令和7年度は、この間臨時議会で6,341万円、そのうち設計業務費が507万5,000円で設備工事費が5,834万4,000円だと、その臨時議会の資料に記載されているので大まかな概算は分かります。令和8年度の予算188万3,000円は用途、何に使うのでしょうか。令和9年度の予算8,751万6,000円は何に使うのでしょうか。

○議長(角田真美) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(森尾知之) 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

3か年の継続事業となる空調設備整備事業費1億5,281万8,000円の工事内容につきまして、こちらにつきましては、大きく分けて、空調設備の設置、断熱処理、送風ファン、3つの工事に分類されてきます。

それぞれの概算の事業費といたしましては、空調設備導入につきましては、電気等の部分はもう入りまして1億2,200万、断熱処理につきましては2,800万、送風ファンにつきましては220万円程度の概算事業費となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 6番、込山議員。

[6番 込山靖子 登壇]

○6番(込山靖子) 大まかな中で、やはり空調設備というのが1億2,200、ほとんどメインだと思います。ただ、断熱工事というのが2,800万というのが、なんかどうなのかなって思いますよ。

それで、私の質問というのは、年度ごと何に使うのかという質問でしたけれども、今の概算で、一応納得します。

②財源の内訳の説明を問います。令和7年度の6,341万9,000円の財源は2,886万円が空調設備整備臨時特例交付金で、3,440万円が学校教育施設等整備事業債であるということ。ただ、国というのは学校教育施設等整備事業費よりも災害、災害に使う交付金というものを言っていますよね。

だから、それで、事業債の違いというのは、その交付税の措置率というものが違ってくるとは思うんですけども、それもちょっと……国が言っている災害防止の事業債と学校教育施設の事業債で、鏡石の場合は学校教育施設整備事業債を使うということなんですけれども、それで、それも学校教育施設等整備事業債のほうが交付税率が高いのか安いのか、その辺ちょっと分かりませんがね。ただ、国が示している交付税措置50%のほうは、災害の強

靴化臨時交付金じゃなくて事業債だから……すみません、ちょっと。すみませんでした、ま
とまらなくて。分かりました、その辺は。

それで、令和8年度の1,883万円の財源と、令和9年度の8,751万6,000円の財源は何でし
ょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員の再質疑ということで承ります。

○議長（角田真美） 再質疑じゃございません。

○教育課長（森尾知之） 失礼しました。6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

財源の内訳ということでございますが、全体事業費とさせていただきます。まず、国庫補
助金といたしまして、国庫補助金に空調設備整備臨時特例交付金ということでございまして
こちらにつきましては6,833万7,000円。地方債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債
と学校教育施設等の整備事業債合計しまして、地方債の合計は8,410万円。そのほか、一般
財源ということで38万1,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 分かりました、さっきのあれですね。防災・減災、国土強靱化緊急対策
事業債というのと、学校教育施設等整備事業債、両方を使うということを初めて知りました。
この間の臨時協議会などの資料には、この学校教育施設等整備事業債しか書いていなかった
のでどうなのかなと思いましたが、両方使うということが分かりました。

次、その空調設備整備臨時交付金は上限7,000万円なので、事業費1億5,000万円という
と上限を最大利用した形になるのでしょうか、本当にそこまで使わなければならない工事な
のかというのも疑問です。実際公表されている情報としまして、千葉県では、千葉市では
2024年に1校当たり8,700万円と見込んで予算化しています。

また、文科省で試算事例を出していますが、受変電改修ありの配管架台基礎工事な
どを入れまして、工事費用を試算して出しています。そうしますと、平均、空調設備だけで
4,500万とか4,900万ですよ。断熱工事がもっとかかるということなんですよ。そうしまし
ても、やはり9,000万ぐらいですね。ただ鏡石の場合、約2倍近いのは何でなのかなと、ち
よっと疑問がありまして。

（4）具体的工事内容を問います。①令和7年度の進捗状況はどうでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年度の進捗状況につきましては、現在、空調設備設置に係る実施設計業務を委託しておりまして、現地調査や設計作業を進めているところでございます。

本業務におきまして、設備配置、必要電気容量、建物への荷重条件、施工方法などについての詳細な検討を行っておりまして、安全性・施工性を十分に確認した上で、工事実施に向けた設計を、現在取りまとめているところでございます。

今後は、実施設計の成果を踏まえまして、工事内容、事業費の精査を行いながら、計画的に3か年継続事業として進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6 番、込山議員。

〔6 番 込山靖子 登壇〕

○6 番（込山靖子） ②の令和8年度工事のスケジュールと具体的内容は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和8年度、令和9年度の2か年度にわたりまして、工事として発注する予定でございます。

現時点におきまして、令和8年度スケジュールにつきましては、実施設計完了後、令和8年度早期に一般競争入札によりまして契約手続への準備、議会の議決に付すべき契約行為となりますので、契約締結に関する議案書の上程、それらを踏まえまして、請負業者と詳細な工程等を確認しまして、工事に着手する予定でございます。

具体的な工事内容につきましては、まず天井の遮熱工事、空調設備機器の設置と室外機等の、外に係る部分での基礎工事、電源関係の配線、電気設備工事というのが主な内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6 番、込山議員。

〔6 番 込山靖子 登壇〕

○6 番（込山靖子） ⑨令和9年度の工事スケジュールと具体的内容は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 令和9年度につきましては、工程表に基づきまして、令和8年度中に実施した工事の進捗状況を踏まえまして、残っている工事の部分を引き続き進めるとともに、動作・性能確認を行いまして、安全性などの見通しが立てば供用開始となる予定でございます。

います。

なお、詳細な工程、施行内容につきましては、今後の実施設計の成果を踏まえまして決定していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） その専門業者とかの相談によって、本当に専門部分な内容というのは私には分かりません、素人では。ただ、断熱工事にしても、その後のランニングコストを縮減するために非常に重要になってくるわけですよ。国は断熱工事の効果水準は求めないとして要件緩和していますよ。だから、遮熱シートとか遮熱フィルムとか、安価なものでも大丈夫だと。

しかしながら、今ほども言いましたけれども、その後のランニングコストを縮減するために断熱工事というのは非常に重要なわけです。しかも、鏡石の中学校体育館は空間容量が大きいわけですから。しかも、1億5,000もかけて、そんな安い遮熱シートでどうなんだろうというのも非常に疑問でございます。

国は、遮熱方法として様々な方法を提示しています。その中で遮熱シートというのは安いんですよ、安価なほうなんですよ、あまりにも。だから、もっとなんか、1億5,000もかけるんだから、断熱工事に、重要な断熱工事に遮熱シートという安価なもので対応というのはどうなのかなって、素人目線で言って申し訳ないんですけども、思います。

（5）他の平均的な中学校体育館空調設備の事例との比較を問います。①金額の相場と規模の違い、設置する機材の種類や個数の違い、設置場所は他の一般的な中学校の事例と比較してどのような違いがあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校の体育館のアリーナの面積につきましては、一般的な中学校体育館と比べましたら、生徒数の少ない学校に比べますと大きめの体育館という部分になってくるかなと思いますが、都会といいますか市レベルの中学校というふうになってきますと、おおむね同程度の規模となっている体育館と認識してございます。

空調設備の基本的な構成につきましては、他の自治体の事例と比較しても大きな差異はないものと認識しておりまして、設置する設備内容につきましては、同規模施設とおおむね同水準で計画しております。特別に規模を拡大したものではなく、他の自治体の事例、空調設備導入の仕様を基本としながら、施設の特性に応じて調整を行っております。

ただ、鏡石中学校の体育館につきましては、議員もおっしゃるとおりでもありますけれども天井が高い部分がございます。空間容量が大きい施設であるため、空調効率を高めて館内全体に冷暖房がいきわたるよう、補助設備となる送風ファンの設置を計画しておりまして、学校によって体育館の形状は様々でございますので、他の学校の体育館とはその辺の部分が違う仕様となる可能性がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 細かいことを言って申し訳ありませんけれども、私も近隣の中学校の床面積調べたら、須賀川一中、二中、三中とか西袋というのは、1,080平米とか1,258平米しかないんですよ。鏡石は2,181平米あるから、本当に倍近く広い。そして、先ほども天井が16.5メートルあるというのは、本当に天井が高いわけです。

これは、やはり広大な上部空間、デッドスペースができちゃって、暖房や冷房が効きにくくなる、エネルギーコストが増大するわけです、そこで。その切り妻形のあれですとね。だから、やはり、この間臨時議会でやっと聞いた質問の中で答弁いただいたのは、空調機18台でファンが10基ですよ。これというのは国の文科省が出しているものよりもかなり数が多いわけですよ。だから、先ほど一般の中学校と対して違くないという話は、私はどうなのかなと、そこが疑問でございます。

あと、次……だから、リスクがあるんじゃないかと私は思うわけですね。あまりにも大きい体育館ですし、そういった意味では一般の中学校よりもかなりかかるんじゃないかと、正直に思います。

(6) 空調設備に係る年間の維持管理費について問います。先ほど申し上げましたように、屋根の形状でデッドスペースというのがあって、そこで冷房とか暖房が効きにくいということもありまして、どうなんだろうと思います。今年の6月18日放送のフクテレという番組で、学校体育館の空調設備の話題に触れていました。その番組では、年間の電気料は200万を越すのではないかとアナウンサーは説明していました。

国は、電気料の地方債措置があるとっていますが、それは自治体の学校数の比率にあると。あって、我が町の場合は1校しかないから、どのような措置率になるのか疑問です。また、世界情勢悪化の中、今後電気料などの価格高騰が危惧されます。令和6年度の決算書によると、中学校光熱水費は1,164万円でした。だから、かなり電気料とかというのは、ランニングコストどうなのかなという心配があります。

①電気料と保守点検料などの維持管理費にはどれくらい見込んでいるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

空調設備の稼働に伴う電気量につきましては、夏場、7月から9月までの冷房シーズン、冷房を使ったときの場合でいきますと、1時間当たりの電気料につきましては約3,950円程度と、また、暖房を使った場合ということで、11月頃から3月、また4月ぐらいまでの電気料という部分では1時間当たり3,450円程度に下がるのかなというふうな部分で試算してございます。

空調設備の保守点検などの維持管理につきましては、これはメーカー推奨としまして、冷暖房の稼働を考慮しまして、点検計画に基づいてその作業、点検作業につきましては年1回、実施することを考えてございます。その費用につきましては約45万円程度ということでございまして、消耗品の定期交換などにつきましては、部品の交換などにつきまして175万円程度が想定されてくるものということでございます。それらを総合しますと、体育館の維持管理につきましては220万円程度というふうに見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 今の時点で220万を見込んでいる。これは一般財源から出ることとなります。貴重な教育費から毎年出るということで、本当に学習環境の維持というものはお金がかかると思います。

②今後、地方債（令和9年度を含む）に係る年間の償還金は幾らになるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この空調設備に関する償還につきましては、令和9年度の分も想定して含めまして、償還期間や利率など、確定しない部分もございしますが、一定条件で試算しますと年平均で1,130万円前後になるのではないかなという試算が出ております。また、このうちの50%につきましては、お調べいただいたとおり交付税による基準財政需要額に算入されることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 念のためといいますか、③償還金と維持管理費と体育館に係る年間の経費は幾らになるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 鏡石中学校体育館の空調設備整備事業では起債の借入れを予定しておりますが、先ほどの企画財政課長の答弁のとおりでございますけれども、償還金の見込みといたしまして毎年1,130万円程度と見込んでございます。

また、維持管理経費につきましては、さきのご質問でお答えした経費のほか約220万円を見込んでいるという経費のほか、建物共済掛金などがかかってくるものと見込んでございます。そちらは数万円かなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 分かりました。その財源は何ですか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

その財源につきましては、全てが一般財源でございます。ただし、先ほど答弁させていただきましたとおり、地方債の償還額の50%につきましては普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

また、お調べいただいたとおり、空調に係る光熱費につきましても、実額ではございませんが、同様に普通交付税のほうの需要額の中に係数として参入されているという形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 国が払ってくれると言っているけれども、庶民からすれば血税なんです。国が払ってくれるからいいかと思ったら、やはりそこはどうなのか。償還金もこれから20年とか25年続いていくわけですから、一般財源から出る償還金も。後世にそれだけ負担をかけるということになります。だから、やはり長い目を見た場合に、20年後とか、10年後20年後、果たして本当に無理なく運営できて、していくのかと非常に疑問でございます。

次、2、中学校校舎の老朽化について。

1978年の校舎完成から48年がたっています。2017年、築39年のときに大規模改修工事竣工しましたが、それでもかなり老朽化していることは否めません。町民からは新築を希望する声も出ていますが、町はどのように考えているのでしょうか。先ほども申し上げましたが、

公共施設等総合管理計画によりますと、学校教育施設は19あるうち40年以上経過している施設が、今年度14もあります。その中でも、中学校校舎が一番古いです。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。

⑤が抜けていると思うんですが。

○6番（込山靖子） ⑤、すみません。⑤鏡石町全体の学校教育施設等整備事業債、令和9年度を含む総額は幾らでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学校教育施設等整備事業債につきましては、教育債の中のうちの記載区分の名称でございますが、教育債の全てがこれに該当しているわけではございません。

お尋ねの学校教育施設等整備事業債の令和9年度時点での残高総額につきましては、現時点で、令和8年度及び令和9年度の学校教育施設等整備事業債が、この空調事業以外がないというような前提でお話ししますと、4億6,378万5,000円となる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 分かりました。そのほかにも、さっき言いましたけれども、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債も使っていますから、そういう地方債の町債がどのくらいになるか、教育関係で。そういった意味では、いくら国が、さっき言ったように地方税措置率があったとしても、やはり庶民の血税には変わりがないことですので、十分に考えていただきたいと思っています。

重複しますが、次の質問にします。

中学校校舎は、一番鏡石でも古い。私、近隣の中学校の、調べてみたんですけども、やはり鏡石中学校はもう一番古いんですよ。須賀川10校、あと玉川村さんとか泉崎、あと矢吹さんとか天栄村さんとか。そこの中学校の校舎比べると、鏡石だけですよ、1970年代に建てたままにしておくというのは。大規模改修したっていったって。それで、その大規模改修してからもう9年がたちます。あと10年や15年先のことを考えますと、新築というものも視野に入れて計画していく必要があると思います。

まず中学校校舎の現状について質問します。

1、現在、教室は何部屋あって、そのうち使用していない教室は幾らあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校の教室は、普通教室としまして18教室ございます。各学年4学級のほか、特別支援教室2学級の計14学級で使用しておりますので、使用していない教室につきましては4教室となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 子どもの数が1学年100人切っていますね。今年出生数が10人増えたっていったって85人ですから。今後、中学生の人数というのも減ってくるとしたら、やはり、今4つ使っていない教室があるとおっしゃいますけれども、増える可能性もあるわけでございます。ただ、そういった意味では、本当に古い、もう朽ち果てるような教室もあるわけですから、本当に子どもの教育環境というものを考えるのならば、やはりこのままにはしておけないのではないのでしょうか。

①中学校校舎の町の計画について……それ（2）です。①昨年のタウンミーティングで新築を希望する声がありましたが、町のそのときの具体的回答の内容は何だったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年の8月30日に仁井田区で開催されましたタウンミーティングの中で、中学校の老朽化についての質問がございました。具体的には、二小、中学校、プールが老朽化している。水泳の授業時間が減り、将来泳げない生徒が増えるのではないかと心配しているという内容でございました。

その際の回答といたしましては、校舎については、現在、大規模改修など徐々に改善を進めているところであり、老朽化している校舎等は現状を見ながら計画的に進めていくということでお伝えさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） そういう……私もそのタウンミーティングに参加しまして、確かに中学校校舎の老朽化について言及なさっていた町民の方がいらっしゃいました。そのときのご答弁といたしますか回答というのが、なんかやはり曖昧な感じで、よく分からなかったわけですよ。ただ、それだけやはり町民の声、切実な声だったわけですよ、そのときも。だから、そういう声に対して本当に納得いく回答がされていたのか、非常に疑問でございます。

②将来的に新築計画は考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校校舎につきましては、平成27年度及び平成28年度に大規模改修工事を実施しておりまして、施設の機能改善、長寿命化を図ってきたところでございます。

このため、現時点におきましては、校舎の新築整備を早急に実施する計画はございません。今後につきましては、施設の経年劣化の状況や使用状況、町の財政状況などを踏まえながら、適切な維持管理と計画的な保全によりまして、学校施設の長寿命化を基本といたしまして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 考えないとは言えないわけですよ。もう50年近くたっているから考えなくちゃいけないことなわけです、幾ら大規模改修したっていったって。その辺はもうちょっと、本当に、それこそスピード感のある……何でかと言うと、やはり学校教育において校舎というのは一番要なわけですよ。一番大事な校舎が、一番後回しになっているという現状というのは一体どうなんだろうと思いますよ。町の宝である子どもたちが、なぜ、この県南地方でも一番古いような校舎で学ばなければいけないのでしょうか。本当に子どもたちを思うならば、新しい校舎を考えるべきだと思います。

それで、考えていないとおっしゃいましたけれども、もし新築を考えた場合、財源確保の方法は何でしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新築を考えた場合の財源でございますけれども、校舎新築を行う場合には、学校施設環境改善交付金、こちら国庫補助ということになりますけれども、その交付金を活用しまして3分の1の補助、また、補助裏としましては地方債の活用と。また、基金の活用を検討されるということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、込山議員。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） 国を当てにすることばかり考えているのもどうかと思うんですよ。ただ、

本当に子どもの未来を考えた場合に、自主財源の確保というのも課題なわけですよ。

それで、令和8年1月現在で文教施設維持整備基金、鏡石子ども未来基金というふうに名前が変わりましたがけれども、その残高は1億6,300万円です。このうちの約5,000万円は、1人の町民の方の尊いご支持による寄附なわけなんですよね。だから、本当に尊いご意思に沿うように、子どもたちのために本当に必要なことに使うべきだと思っています。

やはり、なぜ自主財源というか基金が貯まらないのか。それはやはり不要不急の工事費が多いからなのではないかと私は思っています。本当に優先すべき工事は一体何なのか、子どもたちのために。それはやはり考えるべきだと思うんです。

何でかっていったら、さっきも言ったように、玉川村さんとか泉崎村さん、矢吹町とか天栄村さん、町に1つぐらいしかない、1つしかない中学校の校舎ってみんな新しいんですよ。須賀川みたいに10校とか、郡山みたいに何十校もあるんだったらまだ話分かりますけれども、鏡石の場合はたった1校ですからね、中学校校舎というのは。だから、やはり町の宝であるんならば、その校舎という一番大事な学校教育の要というものを最優先していただきたいと私は思っております。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 6番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、昼食を挟んで、午後1時まで休会といたします。

午後1時に再開したいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

休議 午前11時50分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 次に、10番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

10番、円谷寛議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） ご指名をいただきました10番議員の円谷寛であります。

3人目の質問をさせていただきます。

自民党は、高市首相の女性初の首相としての人気が高いうちに、国会の質疑でぼろの出ないうちに解散を急ぎましたが、その総選挙の結果、その狙いは的中をして、かつてないほどの議席を確保いたしました。この多数の議席を憲法改正まで持っていきたいというのは本音だろうと思います。自民党は結党以来、憲法改正というものを今まで党政としておりまし

たので、これをやりたいと思っていることには間違いはないと思いますので、我々は護憲派としてこれは油断ならない状況だというふうに思っています。今さらながら我々が日本の憲法を、特に憲法第9条の国の交戦権はこれを認めないというこの規定を持つ憲法、その憲法のために第2次大戦後、80年もの間、戦争をしないで済んだという、この国のありがたみというものを、やっぱり忘れてはならないのではないかというふうに思うわけでございます。

質問に入ります。

1番目は、駅東準工地域の開発の促進についてお尋ねをいたします。

(1)として、今後の駅東準工地域の開発の進め方について聞きたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業の準工業地域につきましては、大街区化での産業用地として活用するため、現在は事業計画等変更の作業を行っており、住民説明会の開催や国・県との協議等法的手続を進めております。

今後は、令和8年度に準工業地域についての造成及び道路工事等の測量や設計に着手し、事業を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） (2)なのですが、なぜこの地域の開発は進まないのかという、どこに問題があって、今までこの準工業地域を開発をして工場を誘致するという予定になっているのですけれども、なぜ一向にこの計画が進捗しないのか、この辺を執行の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

区画整理事業は、町の単独費や国の補助金、保留地売却の収入で整備を行いますが、整備には多額の事業費が先に必要となっているため、大規模な整備が困難となっております。

しかし、今回の事業計画変更により産業用地として活用するために、町有地や保留地を販売することで事業費を確保することで、整備の促進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 進まないのには、何か開発を進めることのできない、そういう理由があるのだろうと思うんですね。この辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま10番の再質問にご答弁申し上げます。

やはり一番は、多額の事業費が多いということが問題の一つだと考えております。

さきの2月の定例全員協議会でもご説明しましたが、今後につきましては、民間企業との包括連携協定により、官民連携の手法も視野に入れながら、今後、事業工程について検討していきながら進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 抽象的な答弁だなど。進まない理由についての具体的なお金という問題も今、ちょっと出てきたようですけれども、そのほかに何か町として今までこの事業が進まなかった理由というものをお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 円谷議員に申し上げます。

今は（3）でしょうか、2番でしょうか。（3）でいいでしょうか。

○10番（円谷 寛） 3番でいいです。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

区画整理事業が大きく進まない困難な課題といたしましては、先ほどの答弁と重複しますが、多額の事業費を確保することや専任する職員の体制等が大きな課題となります。

この課題に対しましては、2月の全員協議会で説明いたしましたとおり、官民連携による手法も踏まえながら、民間事業者の協力をいただくことで、さらなる事業の推進に向け、今後検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） ちょっともう少し掘り下げて、具体的に困難な課題というものをどうこれから克服して進めるか、こういうものをもう少し掘り下げた答弁をお願いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

駅東の第1土地区画整理事業については、10番議員ご存じのとおり、50ヘクタールを越す面積がございます。そういったものを面整備としては一括でやるのが一番効率的であります。それができなかったということで、第1工区から第5工区に工区分けをし、細切れに事業を進めていくという手法を取ってきたわけでありまして。そういった中で、第5工区については、ご存じのとおり、大きな面積をとということで、準工業地域にあえて土地計画の中で指定をしながら事業を進めてきた経過がございます。

そして、第1と第3、今現在は第3工区が整備途中であります。議会の所信の中でも説明させていただきましたとおり、全体で210戸の住宅、そして400人だったでしょうか、住民が増えてきているという状況がございまして、今の県道から北側については、ほがらかな建設もあり、大分動きが見えるようになってまいりました。

そんな中で、先ほど担当課長からご答弁申し上げましたとおり、南側、第2工区、第4工区、第5工区についての考え方としては、官民連携の中で一遍に、26ヘクタールほどございますが、その辺を一遍に官民連携の中でできる手法はないかということで、1つ民間の会社のほうでちょっと目をつけていただいたというような状況もありますので、そちらの中でご提案をいただきながら、できるだけ早めに整備できる方法がないかというようなこともございます。

また、開発をしていく中で、いわゆる調整池の整備も大きな課題にもなっておりますので、第2、第4、第5工区についても、調整池の在り方については、以前から議会のほうでご提案いただきました区域外への調整池の整備というふうなことも視野に入れながら、今検討を進めているところでもございますので、そんなことを検討しながら、官民連携の中で皆様に具体的な状況をお示しできればいいということで、希望的な観測を持っているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） この区域が、開発が進めば工場を誘致して住民の働き口もできるわけですし、町のこれからの発展に大変重要な役割を担っている地域であると思っております。ぜひこれからこの準工業地域の開発を進めてもらいたいというふうに切望いたします。

次に入ります。

大きな2番目は、町の人口減少対策についてであります。

その1つ目は、町は人口減少を防ぐために、克服するために、どのような対策を考えてい

るのかをお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

人口減少は全国的な課題でございまして、本町におきましても、町の将来を左右する最も重要な課題の一つであるというふうに認識しております。人口減少への対策は、あらゆる施策を組み合わせた総合施策であるというふうに考えております。

そういった中で、健康づくりや生きがいがづくり、ごみ対策や道路整備など、人口の増減には直接的には関係ないと思われるような個々の施策の積み重ねが、結果的に人口減少対策になっていくものというふうに考えているところでもございます。

本町におきます具体的な対策でもありますけれども、一般的には人口減少は社会減といういわゆる転入・転出の関係での社会減もありまして、そういったことの対策としては、移住定住の促進というふうなことを考えているところでもありまして、「来てかがみいし移住定住促進事業」など、移住者に対する手堅い支援を継続するとともに、先ほど申し上げました駅東第1土地区画整備事業等によります移住者の受皿となる良好な住環境を計画して住宅を提供することで、本町への確実な定住促進を図っていきたいというふうに考えているところでもございます。

また、自然減対策ということで、議員ご承知のとおり、自然減は死亡と出生の関係でありますけれども、子育て・教育環境の充実を踏まえながら、若い世代が将来に希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるような、新年度におきましては、小学生の学校給食の全額の無償化や中学生の給食費2分の1補助といった負担軽減を実施していきたいというふうにも考えております。

また、併せて、認定こども園の整備に向けた事業を進めるなど、切れ目のない子育て支援を力強く展開していきたいというふうに考えているところでございます。

移住定住の促進と子育て支援の充実を両輪として着実に進めることで、持続可能で選ばれる町づくりに取り組んでいきたいというふうな考えを持っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 人口減少対策にはいろいろな施策があると思うんですけれども、やっぱり若い人たちがなかなか結婚しなくて、子どもができないという側面も1つあると思うんですよね。これをどのようにして進めていくのか、施策を講じていくのかということをお考えのときに、やはり結婚をしないといいますか、なかなかしないでだんだん歳を取ってしまう

というふうな、そういう男女が多くなっているのではないかと思うんですね。この人たちに、やはり町のほうで前にあったような結婚相談員制度のようなものを構築をして、少し、これはおせっかいだと言われるかもしれないんですけども、町のほうで手を差し伸べるようなことはできないだろうかというふうに思うんですけども、この辺についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきましては、議員のおっしゃるように、かつて実施しておりました結婚相談所や結婚相談員制度などがございました。こちらにつきましては、平成8年頃に設立をしまして実施しておりましたが、時代とともにプライバシー意識の高まりや交流イベントを開催してもなかなか人が集まらない、特に女性の参加者が集まらないということになったことによりまして、平成16年度ぐらいで1回廃止されているというような環境でございます。

現代の若者意識の中で、非常にプライバシー意識とかそういうものの高まりがありますので、このような状況を踏まえますと、なかなか町単独で制度を再構築するには難しいというような考え方でございます。

今のいわゆる婚活事情、結婚したいような方々の事情としましては、主に男性、女性が出合いの場や知り合う場面という主におきましては、マッチングアプリが一つの方法という形になっております。福島県のほうでも公式のマッチングシステムを運営しておりますので、時代とともに変化する出会いのニーズに対応して、より多くの方々に安心して安全な公的サービスを利用していただくための後押しをしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） いろいろ対策を講じないと、なかなかこの問題は解決しないと思うんです。結婚相談員制度だけでこれが解決するような、そんな生易しい問題ではないんですけども、まだなかなかマッチングアプリも、やはりそういうのも嫌だという人も多いでしょうし、何か不正な利用といいますか、そういう何か被害などもあったりして、この辺に躊躇する人も多いのではないかと思うんですね。やはりそれだけでは進まないと思うんですけども、こういう一つの結婚相談員とか相談所というものを町がつくれば、全て問題が解決するというものではないとしても、1つの解決策として少しは若い人の結婚というものが前に進むのではないかと、そんなことを考えるんですけども、確かにそれだけでは問題解決しないでしょうけれども、その一つとしてやはりこういう制度も考えるべきではないかとい

うふうに思うんですけども、もう一度、町の考えについてその辺をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

確かに議員のおっしゃるように、一方的なものではなく多彩な手法を考えるべきかなと思っております。

県のほうのマッチングアプリのシステムの中でも世話役人ということで、そこに人が介在するようなシステムもございます。ただ、現実的にはそういうアプリ等のほうがちょっと多いのかなと。いずれそういうものについては、やはり時代が回るといいますか、技術革新的なところであったり、その次にはまた人間が介在するというような流れも想像もできますので、そういう流れのときは、やはり議員のおっしゃるような相談員とか人間が介在するようなシステムを構築する必要があるかなというふうには認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 何回も言うようですけども、この問題でこの人口減少という深刻な今の問題を解決するような簡単なものではないというふうに私も理解しますが、しかし、その一つの制度として、これはやっぱり取り組めないだろうかというふうに考えるんですけども、前にこれを町として大々的に行ってきた経緯があるんですけども、これを廃止をして、その後、取り組んでいないんですけども、何かこの問題にはあまりよくない、そういうものがあつたのでしょうか。あつたとすれば、その中身をちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（角田真美） ただいまの再々質問に対して執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

先ほど1回目の答弁の中でご説明申し上げましたように、やはりプライバシーの高まりということで、あそこのお子さんが何か役場に行っているようだというような話とか、要するに人間を相手にするので、どうしてもいろんなプライバシーのことを聞かなくちゃいけないということで、あなたは何歳ですかとかそういう基本的な情報から、どうして今まで結婚しなかったのかというような質問も入る可能性もあるということで、どうしてもちょっと敬遠されている部分もあつたのかなと。

あと、皆さん、交流イベントということで、町内の男女の方を募集しても、なかなか人が集まらないということで、特に女性の方が集まらないということで、なかなかその会自体が

もたなくなつたというような報告が散見されるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 何回も言うようですけれども、この問題が非常に人口減少という社会的な課題ですから、簡単にこれをやればというふうなものはないだろうと思うんですね。しかし、若い人が、結婚している人は結構子どもも生まれているんですが、結婚しないそういう未婚の人たちが今、多くなっていて、この人たちがやはり人口減少の非常に事態を招いているというふうに思うわけですね。

ですから、もう少し通り一遍でない、もう一回、結婚を促進をする一つの仕組みとして、こういう町がかつて行っていた結婚相談員とか結婚相談所の制度というものを、ここでもう一回考えるべきじゃないかというふうに思うんですけれども、これがやればやったでいろいろ問題はまた出てくるんだろうと思うんですけれども、何かもう少しやはりこの問題は町としても、プライバシーとかというのはあるんですけれども、そういうものにあまり抵触しないような方法で考えることはできないのかということ再度、問題を提起したいと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま10番議員がお話ありましたように、全てが人口減少というふうな形につながってくるというふうなことも予想されます。そういった中で、かつて行ってきた結婚相談員、それから結婚相談所というふうな状況は、今の社会の情勢の中では考えられないことではないんですが、仮にやってみても予想はつく状況になってきてしまっているというのが現実ではないでしょうか。

その中で、新たなものとして今、現代風のマッチングアプリなり、スマートフォンを使ったというような状況もありますし、そういった中で、自然な形で男女が出会うというふうな状況と、出会っても子どもを望まないご夫妻もいますので、そんなことも含め、今の社会情勢を十分加味しながら、いわゆる人口減少社会に対しての考え方をまとめていく必要があるだろうというふうに思っています。答えはなかなか見つかりませんが、考えられることをやっていくというのは非常に大事なというふうにも思っていますので、結婚相談員という名前とは別に、また別な名前も出てくるでしょうし、相談所も自然な形で会うような形で、かつては社会教育の事業の中でも、そういった事業を間接的にいながら合わせていくというような状況もあったでしょうし、そんなことも考えていくというのは、今の現代社会

に生きる我々の大きな課題だというふうに私は捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 何回も言うようですけれども、この問題は大変社会的にも大きな問題でございますから、あれをやればこれをやればというふうに簡単に解決しないだろうと思うんです。

しかし、そういう努力を、かつて行ってきた事業の中にもし再度活用できるものがあれば、やはり活用していくというふうなものがないと、町はこの問題に何もできないようなことになってしまうんですね。

先ほどちょっと答弁の中にあつたように、結婚しても子どもできないという、そういう人ももちろん多いでしょうけれども、しかし、それ以上に今、問題になっているのは、結婚をしない人が増えているということなんですね。ですから、この事業について、再度、構築すべきではないかというふうに私は考えるんですけれども、何回言ってもこれはここだけで簡単に解決する問題ではありませんので、ただ、これを問題提起の一つとして申し上げておきたいというふうに思います。

大きな3番目は、成田の遊水地事業についてでございます。

(1)として、成田遊水地事業は今後どのように進められていくのか、これについて、今の現状とさらにこれからの見通しについて、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

現在、国土交通省で進めている阿武隈川上流遊水地群の整備につきましては、今般、阿武隈川上流緊急治水プロジェクトの計画変更によりまして、ご存じのとおり事業期間が5年延長され、令和15年度となりました。国におきましては、現在、用地協議を進めるとともに、家屋移転対象者の集団移転先となる代替地の整備を進めているところでもございます。

また、令和6年11月に着手いたしました鈴川橋の架け替えを進めるとともに、今後、成竜橋の架け替えにも着手していく予定と聞いております。

引き続き令和15年度の事業完了を目指し、用地協議の進捗等も踏まえ、事業を推進していくものと聞いてございます。

なお、遊水地整備と同時並行で検討されている遊水地内の利活用については、現在、国におきまして民間活用に向けた検討を進めるべく、方針転換を図っている状況と聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） これは町始まって以来の大事業だと思いますので、もっとしっかりやっぱり取り組んでいかないと、後悔するようなことばかりが残っていくのではないかと思います。私も成田地域の出身の一員といたしまして、やはりこの問題はもう少し本気になって取り組む必要があるのではないかと思います。

（2）の住居移転計画、これは計画どおりに進められているのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般の遊水地事業による移転対象が生じる世帯に対しては、希望する移転先へスムーズに移転できるよう、また、農業経営についても、まず移転先を確保することを最優先として町では支援してまいりました。

現在、鏡石町内では、国より家屋移転対象者の集団移転先となる代替地の整備を、成田原町地区、新町地区の2か所で進めております。代替地の整備は計画どおり進んでおりまして、令和8年度の夏頃の完成次第、順次移転いただく予定と聞いております。

個人移転の方につきましても、移転希望地の確認や土地所有者との調整、福島県宅地建物取引業協会と連携した代替地候補の探索や紹介を行うなど、令和10年度の用地協議完了を目指しております。

移転対象者の世帯については、現在、ほとんどの世帯で移転先の確保はできている状況となっておりますが、移転先についてまだ熟考されている世帯も数世帯残されておりますので、引き続き関係機関と個別の課題や要望等を共有しつつ、地権者に寄り添った丁寧な対応、支援を継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 何か計画が順調に進んでいるような考えなんですけれども、答弁なんですけれども、何か私が地元の議員の立場で聞いてみると、何かそうでもないような話も聞くんですね。それで困難な問題というのは生じていないのか。あれば、またどんな問題があるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般の遊水地整備に当たり、国が遊水地内の土地を全面買収することにより用地取得が必要となりますが、本町に整備される第1遊水地の用地取得率は、地権者の皆様のご協力により、1月末現在で60.68%と順調に進んでおり、国からは現時点での特段、困難な問題が生じているとの話は聞いておりません。

しかしながら、町においては、問題、課題が全くないわけではありません。

まず、移転者の新たな生活基盤、農業経営の安定化を図る必要があります。

そして、国有地化に伴う税収の減少、維持管理費の増加など、町財政に与える影響を最小限とするため、新たな交付金制度の創設などについて、国や関係機関に引き続き求めていく必要もあります。

さらには、完成した遊水地の適切な維持管理と、地内の利活用として、遊水地により失われた農地利用も含め、国有地となる遊水地の長期的な利用方針、維持管理費用について引き続き国に求めていく必要があります。

ほかにも国からの公共補償に対する対応など、町における問題、課題はあると認識しておりますので、今後とも我が町の実情に即した問題解決に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） この地権者の話を聞くと、簡単ではないというふうに私は認識するんですよね。ですから、どんな問題があるのかというのを一言でここで答弁は難しいだろうと思いますが、ただ、この人たちが今、移転をさせられる人たちが非常に深刻な悩みを持ってこの問題を考えているわけですから、町ももっと中身のほうに入って、例えば遊水地の後の土地を活用して、どうしてそれを利用してくればということも含めて、もう少し町は国土交通省と農家との間に入って、本気になって相談をしていただきたいと思うんですよね。

特に遊水地、浜尾遊水地なども前に見てきたことがあるんですけども、大分荒れ放題に遊水地の中がなるわけですよね。それよりも何か利活用しながら、その土地を活用して、しかも荒れ地にしないような、そういう手法もやはり町も提供して、農家と国の、国土交通省の間に入ってそういう施策を取らせるような、そういう手法を考えるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その辺について何か話をしてきたという経過があるんだっつらば、教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 整備後の利活用につきましては、まず浜尾遊水地につきまして、まず先行的に国のほうで利活用について、ニーズの把握等調査しながら、今回、町で整備される遊水地にも、その結果を踏まえながら、そちらのほうも検討していくと話聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） この項目の最後になりましたが、いわゆるこの議案で困難な問題というのは生じていないのかと。あれば、どんな問題があるのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 円谷議員、これは先ほどもこの件に関して質問があったんですけども、同じ質問でよろしいでしょうか。

○10番（円谷 寛） はい。もう一回。もう一回。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

先ほど担当課長が困難な事案はないのかというようなお尋ねの中でご答弁申し上げましたけれども、まさにただいまお話合いになっているいわゆる整備後の利活用の件は、国においても企業へのアンケートやら周辺自治体へのアンケートを取りながらまとめて、いわゆる荒れ地にしないというふうなことが大前提の中で、より効果的に活用できないかというようなところが一番の状況でもございます。

鏡石では130ヘクタールのうち100ヘクタールが農地でありまして、そちらも基盤整備、圃場整備の終わった肥沃の土地でありますので、そんな土地が遊水地になってきたところで、荒れては困るというふうな状況と、荒れた後にいわゆる野生生物がすみかにならないような心配も住民の地権者の皆さんもしておりましたので、そういうことにならないように、効率的にということで、福島の河川国道事務所の所長さんが参って、1か月に1回、意見交換しているのですが、そういった中では、いわゆる立地町村に最も適切な利活用を考えていってほしいというふうな要望はしているところでもございますので、これから再度、また利活用等については詰めていきたいというふうに考えているところでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） この問題は大きな問題ですから、集中してやっていきたいと思っております。

ので、次の質問のときにもう少し前向きな答弁ができるような検討をお願いしておきたいと思います。

特にやはり成田の遊水地事業に引っかかって、農地などがなくなっていく、そういう農家の悩みにもう少し真剣に対応していただいて、次の質問にまたやっていきますので、よい検討結果を知らせていただきと思います。

以上です。

○議長（角田真美） 10番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 畑 幸 一

○議長（角田真美） 次に、9番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。

9番、畑幸一議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） ちょうどお昼のティータイムの時期に質問させていただきます。

9番、畑幸一です。

通告により、質問をいたします。

初めに、北のほうからぼかぼかと春二番のすばらしい報道がありました。先月、東北農政局は、環境に配慮した活動を表彰する第2回みどり戦略学生チャレンジの取組において、高校の部38チーム参加の中、当町の岩瀬農高が見事、最上位の東北農政局賞に輝きました。日頃の目的達成に向けた意識の成果と称賛します。岩瀬農高は、GAP、農業生産工程管理認証取得日本一であります。農産物規格品外を活用した取組が高く評価された受賞と受け止めます。今回の受賞された岩瀬農高とスタッフの皆様にエールを送ります。

次に、私の個人の見解を述べさせていただきます。

さて、町長は、1期4年の任期満了を6月に迎えますが、第10回定例会の席上、1番議員の次期町長選の質問に対し、全力で町政を担ってまいりたいとの立候補表明の考えを示されました。2期目に向けた強い意思と決意を受け止めました。

就任以来、政治信条として、3つのS、スピード、スマイル、シンプルな政策運営の取組や町民のニーズを的確に捉え、町づくりに活かしてこられた効果に対し共感することも多く、高く評価いたします。2期目の町政運営の継続に向けて、町長の新たな視点で町づくりの展望を期待します。

質問をいたします。

1、町長の政治姿勢。

（1）将来の町づくりの方向性について。

物価高騰による町民生活の苦しさが懸念されます。急速な少子高齢化が進む中、町政運営

の役割はますます大きくなっていくと推測いたします。町民のニーズの多様化と町課題に対抗すべく、①町づくりを進める上で、住み続けたい持続可能な取組の顕著な施策の考えは何か伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

将来の町づくりの方向性につきましては、人口減少や社会構造の変化に直面する中、全町民が共有すべき極めて重要なテーマであると認識しております。

その中で、住み続けたい持続可能な町づくりにつきましては、本定例会の所信挨拶で申し上げましたとおり、第6次総合計画を基軸に、グランドデザインである唱歌「牧場の朝」の町として、緑豊かな自然環境と優れた立地状況を生かし、町の誇りと魅力づくりを進めていくことではないかと考えているところでございます。

具体的には、今年度に取り組む重点事業のうち、1番として、成田遊水地群の整備事業、そして上下水道の経営の健全化、3つ目には、駅東土地区画整理事業、4つ目には、地域交通ネットワークの整備、5つ目には、子育て環境の整備と充実、そして6つ目には、幼児教育の充実と保育環境の整備、7つ目には、学校教育環境の整備、8つ目には、地域開発等生活環境など、一つ一つの事業を効果的かつ計画的に推進することだというふうに考えているところでございます。

以前に鏡石町は、大手住宅メーカーが発表した住み続けたい街ランキングで1位となりましたが、この高評価をチャンスとして、さらに町のポテンシャルを高め、誰もが安心して住み続けたいと思える魅力ある町を未来へ引き継いでまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） すばらしい施策、考え、ありがとうございます。

魅力ある実効性の高い施策の展開を期待します。

また、キーワードとして、優しさと笑顔を取り上げると思います。

2に、福祉の支援と促進。

（1）人に優しい思いやりと支え合う町づくりをどう推進していくか。特に高齢者、障がい者が安心して地域に暮らして住み続けられる支援促進の必要性について。

①非常時の状況発信など、危機管理の対応はどうか。高齢者、障がい者の災害時の安全確保の周知について伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 9番議員の質問にご答弁を申し上げます。

国の災害対策基本法及び町防災計画におきまして、介護度の高い高齢者、重度の障がい者など、特に配慮を要する方々を要配慮者として定めておりまして、災害時の避難行動について支援することとなっております。

町では、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な要介護認定3から5までの方、身体障がい者のうち、心臓、腎機能障がい以外で手帳1、2級の第1種を所持している方、療育手帳Aを所持している知的障がい者の方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方で単身世帯の方を、避難行動要支援者として名簿を整備しております。災害発生時には、この名簿を消防や警察、自主防災組織などに提供し、適切な避難行動に努め、安全確保に努めております。この名簿は、年1回更新を行い、その登録者には、町の避難場所情報の提供や名簿を、災害時に消防署や警察、自主防災組織などの協力機関へ提供してよいかの同意の確認や、個別の避難行動計画の取りまとめを行い、災害発生時の想定避難先や緊急連絡先を把握しているところでございます。

現在、名簿には377名が登録しており、災害が発生したときは、町役場職員などが名簿登録者に対しまして、電話などによりけがの有無や避難先の確認など、安否確認を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） ありがとうございます。

避難路とか避難場所、安否確認など、町の機能の再確認と見逃さない、取り残さない、安全確保の体制づくりを要望いたします。

次に、②に移ります。

町税の完納できない世帯の原因の実態、自立支援の課題など、生活困窮者の支援と対策の取組の考えを伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

生活困窮者への支援と対策につきましては、第一に、病気や障がい、高齢等の理由で収入が減少しまして、自分の力では生活ができなくなった場合への対応として、生活保護の制度がございます。

一方、生活保護に至る前の自立支援策として、県の社会福祉協議会が主体となり実施して

いる生活困窮者自立支援事業がございます。この事業は、仕事や経済的に困窮するなどの複合的な悩みや問題を抱えている生活困窮者に対しまして、専門員が状況に応じた支援方法を検討し、問題解決に向けて様々な機関と連携しながら支援を行うもので、県中方部の9町村の方につきましては、町健康福祉センター内にある県社会福祉協議会生活自立サポートセンター県中事務所で相談ができます。就労に向けた支援、居住支援、食料支援等を行っております。

なお、生活困窮者から当課に相談があった場合は、生活自立サポートセンター県中事務所や町社会福祉協議会と情報を共有しながら、個々に応じた支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） いろいろ支援の手法はあると思いますけれども、話分かりますけれども、四国のある自治体で生活保護受給者、生活困窮者に期間切れの食品を配布していた。配布する際に配布したのは備蓄品だったと報道がありました。このような取組の時代については、思いやりの顕著に対応の必要だったのかと思います。

地域で安心して暮らせる支援の充実を要望します。

③障がいがあっても、様々な場面で生活ができる支援が必要であると思います。障がい者の雇用促進の課題について、どのような対策を考えがあるか伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

国では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして、事業主に対して、その雇用する労働者のうち、一定割合以上、障がいのある方を雇用することを義務づけ雇用促進に努めていますが、課題につきましては、就労したい障がい者の方が自分に合った仕事を見つけることや、企業側への障がいへの理解を求めることが挙げられると思います。

町では、障害者相談支援事業といたしまして、相談員が就労を支援したり、自立支援協議会の就労支援部会において企業と福祉事業所のマッチング等を行ったりと、雇用の促進の取組を行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） 障害者雇用促進法と法定雇用法というのがありますけれども、当町ではそれを満たしているとは思っております。

障がい者に分け隔たることのない就労支援の取組の推進を図っていただきたいと思います。
④に移ります。

聴覚障がい者が社会参加に生きがいを見つける取組として、町として手話通訳の必要性の考えはあるのか、慈愛を注ぐ施策の取組を伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

聴覚に障がいがある方にとって、手話はコミュニケーションを取る大切な手段であり、障害者基本法にも手話は言語として明記されております。

現在、町には聴覚障害手帳所持者が40名おまして、手話通訳の必要な方には、地域生活支援事業として、県の聴覚障害者協会から手話通訳者を派遣する事業等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） この前、ちょっとテレビのチャンネルを回したらば、あれは福島健康センターというのがあるんですね、県の促進の拠点である。そこに鏡石一小の男子の児童が手話でやっていたんですよ。名前もちょっとど忘れちゃって、ほんのちょっと最後の頃だったので、これを見て、どうしてもこういうそのやっている手話の協力してくれる小学生の子どもがいるんだと思って感心しました。町には手話をやる人は何人いるかちょっと分からないんですけれども、通訳することができる人は分からないんですけれども、そういう取組をぜひお願いしたいと思います。

結局は、聴覚障がい者が自ら地域生活ができるよう、生きがいの意義と思いやりを持った将来に向けての施策として取り組んでいただきたいと思います。

次、5番に行きます。

成年後見制度申立ての実態と本町の対応はどのようなになっているか伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課副課長。

○福祉こども課総括主幹兼副課長（須賀康弘） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

成年後見の申立てをすることができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族等とされております。そのほか、認知症や障がいにより、本人の判断能力が不十分であり、親族がない場合や親族による申立てが困難な場合は、福祉の観点から市町村長が申立てをすることができます。

当町においては、令和6年度末に福祉こども課内に鏡石町成年後見支援センターを設置し、

窓口、電話での相談に応じております。現在のところ実際の申立てまでつながった報告は受けておりませんが、今後も成年後見制度における第1次窓口として業務を継続していきます。

近年は、市町村長による申立て件数が増加傾向にあり、福島県内でも申立て総数に占める割合は約4割とされております。当町でも、令和7年度現在までに2件の町長申立てを行っており、今後はさらに件数が増加していくことが予想されております。引き続き成年後見における中核機関として、各種相談や困難案件に対応できるよう、成年後見制度利用促進に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

〔9番 畑 幸一 登壇〕

○9番（畑 幸一） 事例としては2件だったということで、これ、経費とかはかなりかかると思うんですけども、増えないほうがいいと思います。町として前向きに対応をしていただきたいと希望します。

6番に入ります。

団塊の世代が後期高齢者以上の高齢年になってきました。独り暮らし、免許返納者など、生活に欠かせない移動手段の必要が不可欠となります。移動困難者の在り方をどのように展開していくのか、移動困難者の身近な利用サービスの拡充の対策について伺います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

移動困難者である独り暮らしの高齢者や障がい者、運転免許証を返納された方など、1人での外出が難しく、日常生活に支障を来している方に対する対策が必要であると認識しております。

町では、令和6年度から高齢交通弱者対策として、70歳以上の高齢者で運転免許証を返納された方に継続してタクシー券を助成しているほか、平成26年度から社会福祉協議会で運行しているおでかけ支援ゆうあいバスに補助を行っております。

ゆうあいバスは、65歳以上の高齢者や障がい者、運転免許証の返納にかかわらず、移動手段のない方など、自宅または付近の場所から町内の買物先等の間を送迎することで、安心して外出や買物ができるように支援するサービスでございます。令和8年度からは、ゆうあいバスは週2.5日から週3.5日に拡大して運行する予定ですので、今後も社会福祉協議会と連携し、移動困難者のサービス拡大を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、畑議員。

[9番 畑 幸一 登壇]

○9番(畑 幸一) ゆうあいバス、タクシーというようなことでお話しいただきましたけれども、利用規定の明確化、そして利用範囲の拡大、利用者の必要に応じた適正な計画の実現を要望しております。

最後になります。

3、鳥見山の維持管理事業。

公園の総合的環境と施設の改善、整備計画や利活用の安全性、財政負担の軽減を図る民間活力の導入について。

①鳥見山公園の民間導入サウンディング型市場調査の結果の状況と今後の見通しの概況を伺います。

○議長(角田真美) 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長(小貫淳一) 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では現在、鳥見山公園民間活力導入検討業務において、公園利用の安全性と利便性向上、さらに公園管理者である町の財政負担の軽減を図るため、民間活力を活用した事業の導入可能性について調査しております。

調査の中では、様々な企業や団体等の事業者へのサウンディング型市場調査を実施しております。鳥見山公園において民間企業がどのようなことができるか、財政負担の軽減になるようなことはないかなどについての8事業者から聞き取りを行い、5事業者が参入意欲を示しました。参加事業者からは、体育施設を含む公園全体を一体的な管理運営と体育施設、広場と緑地について、それぞれの管理運営について積極的な提案がありました。希望する事業方式としては、指定管理が多く、飲食店設置については、資金等のリスクがあるため困難との意見が多く、町の財政支援等の要件によっては検討したいとの意見もございました。

また、鳥見山公園の一部をお試しで使用してもらうトライアルサウンディングでは、1事業者がキッチンカーイベントを開催し、35店舗が出店し、参加者は約900人でした。内容としては、駐車場でのキッチンカーや芝生エリアでのハンドメイド作品やペット用雑貨の販売を実施し、参加者からは高評価をいただきました。

なお、来年度は今年度の検討結果を踏まえ、民間活力導入の事業者募集に向けた事業計画や公募内容の策定と合わせながら、事業者からさらに聞き取りを実施していく予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、畑議員。

[9番 畑 幸一 登壇]

○9番(畑 幸一) 一応、公園の概要は分かりました。

鳥見山公園の知名度をより一層高め、町の個性、特徴、にぎわいの創出を図る民間企業の参加の取組に期待しております。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、畑幸一議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、10分間の休憩をいたします。

ただいまから10分間の休憩をいたします。

10分後に再開いたします。

休議 午後 2時07分

開議 午後 2時17分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、7番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

7番、吉田孝司議員。

傍聴者をお願いいたします。ご静粛をお願いいたします。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 7番議員の吉田孝司であります。

私に取りましては、通算27回目の一般質問でございます。27回といいますと、ここにいる現職議員の中では多いほうかなんていうふうに思っております。27回目ということで、実は私、必ず一般質問をやるときには、今までやった一般質問というのを一回必ず目を通してから一般質問をさせていただくということで、実はこの手元にも、私、自分の持ち物として持ってきましたが、1回目から26回までの一般質問の質疑応答のいわゆる会議録を持っている状況でございます。

これは町のホームページにも載っていますんで、皆さんも見えていただくことができますが、平成27年に議員になって、いわゆる浪人時代といいますか、町長選、県議選ということで挑戦しましたものですから、2回の浪人生活はありますけれども、ここまで26回やってきたということで、今日は27回目の一般質問でございます。

本来であれば、第30回あたりにでも振り返ってみようかなと思ったんですが、ちょっと一般質問を、私26回やってきたことを振り返ってみたいなというふうに思っています。

結論から言いますと、なかなかここで1回で質問したこと、あるいはお願いしたことはすぐには実現していただけないと。しかし、繰り返し何回も何回もしつこく質問、そしてお願い、要望等をしておりますと、その重要性というものをやはり執行のほうで理解していただ

いて、必ず実現していただけると。そういう期待の下、私はやっております。また、先輩議員におかれましてもそういう形でやってまいったんだというふうに私は認識しております。

そして、何回とは申しませんが、これは前の町長のときだったんですが、前の町長のときには、実は2回、私、反問されまして、いわゆる反問権の行使ということで、なかなかこの反問権を行使するという事は実はないんですが。

ただ、合法的、あるいは会議規則で認められていますので、やってもいいことになっていきますが、ただ、私が通告でお渡しした内容、あるいはここで再質問をした内容に対して、そちらの側が、執行側が答弁に窮すると。あるいは私が言っていることが何を言っているんだか分からないというような場合には、これは反問をしてもいいということに、これは法令的になっているわけでございますけれども、過去においては2回、私に対して反問があったということでございます。

1個は、私がいわゆるSNS、フェイスブックに書いた内容についてここで反問された。要するに、議会の一般質問の通告ではない内容について反問を受けたというふうな歴史があった。とんでもないことだ。これは何を書いたかという、言っておきますが、福島大学の我が町に対する誘致について私なりの見解を述べたことに対して、それに対して何だか知らないけれども、ここで私は反問された、その内容について。

もう一点は、私がこれは前に出していた政治活動チラシの「うつくしまふくしま」に書いた内容について反問を受けたと。私が書いた内容、政治活動のチラシの内容に対してここで反問されても、私は答える必要もないし、はたまた、答えること自体がおかしいということでお断りしたようなことがございます。

今の木賊町長にあつては、そういうことはありませんで、私の通告した質問、あるいは再質問に対してしっかり真摯に受けていただいていることに対して、これは本当に感謝すべきものであると思っておりますし、一般質問の本来の意味というものをもう一度しっかり、議員側も執行側もしっかり考えた上でやんなくちゃならないということをまた改めてここで申し上げておきたいというふうに思います。

そもそも私は日本国民の一人として、日本国憲法に定められた思想の自由、表現の自由、発言の自由、政治活動の自由等の自由権利に基づいて国民として存在し、そしてまた議会議員としても活動しております。議会議員の活動の根拠はどこにあるんだと言われた場合に、今申し上げたような日本国憲法に列挙された自由、権利に基づいて行動するのみであつて、それ以外に何ら拘束されるものはありません。

まして、SNS等議会の会議以外の内容を議会の中に持ち込んで議論することなどあつてはならんことであつて、それを制約するような法令は我が国にはないということは改めて認識しなければならないことでございます。

そういう中で、今日、一般質問、私27回目させていただくということでございます。これまで私の前に4名の議員の方々が質問をされました。大変すばらしい質問だなというふうに思って聞いておりました。高久田一貫線、東部環状線の接続道路の話もあれば、中学校の老朽化、体育館の問題、駅東の開発、人口減少問題、遊水地問題、福祉への取組、鳥見山公園のこれからの在り方など本当に我が町の今抱えている問題、課題を列挙されておられる議員が多かったように思います。

幸い、私の質問と重複するところもないような、あるいは私が質問をさせていただくことでさらに理解を深められるような質問もあるかと思っておりますので、どうぞ私のこれからのご質問にお付き合いいただきたいと思いますというふうに思うところでございます。

さて、一般質問いくと思うんですが、その前にちょっと、前段が長くなって申し訳ありませんが、最近の町内外、国内外の動向について、ちょっと4点ほど触れておきたいと思えます。

1点でございますが、2月8日には衆議院の総選挙の投票日ということで、福島2区からは私も応援いたしました根本拓さんが2回目の当選といたしますか、小選挙区で初めて当選されたということでございます。そしてまた自民党が大勝したという結果でございます。

ご存じのように、根本拓さんは、さきの議員でありました根本匠さんのご子息でございます。前の根本匠さんにもスマートチェンジの24時間化などにご尽力をしていただいたということでございます。やはり与党代議士がこの当地から生まれたということは我が町にとっても大きい。

そこで、先ほど込山議員からもありましたけれども、いわゆる財源確保についても、地元出身の与党代議士の力はかなり大きいと思っておりますので、これから執行の方々にはそういったところのルートも活用していただきながらお願いをしたいと思います。

また、高市政権の政策、施政方針演説にもあったと思うんですが、高市さんのお考えというのは、当初予算の中でしっかりいろんな事業をやっていくということでございます。これまでは、当初予算、そして何かあれば補正予算でやっていくんだという考えがあった。

しかし、高市さんはそうではなくて当初予算の中であらゆることをやっていくんだと。予算化していくんだと。そして今、年度内成立を目指してやっておられますが、そういうふうな意気込みが物すごい感じられる。補正予算で後からやればいいんだということは考えておられません。

もちろん、町の財政においては、国の補助金との関係もありますので、補正予算に依存する部分もあるとは思いますが、しかし、当初予算、今回私も一般質問させていただきますけれども、しっかり当初予算の中で新年度事業が推進されていくことを期待したいというふうに思うところであります。

2つ目としまして、うれしいニュースでありまして、2月23日の福島民報ニュースには、県内市町村別の出生数が2025年のものですが出ておりました。鏡石町は大玉村と並んで10名の出生数のアップでございます。子どもさん、赤ちゃんが鏡石町でも生まれたのが増えたということでございます。大変すばらしいこと。

我が町の上には、南相馬市21人、会津坂下町17人、本宮市13人ということでそれぞれ市町がございますけれども、我が町もそれに準ずる地位にあるということで、これからはますますこの出生がしやすい、あるいは出生しても、その後に定住して子どもさんが大きくなるまで生活できる、住み続けたい町ということの一つの表れになるのかなというふうに思いますので、これも期待できるニュースでございました。

そして3つ目でございますが、3月4日の「マメタイムス」、地元紙でございますが、実はお隣の天栄村の今3月定例会においては、特別職報酬等審議会の答申を受けて、どうやら首長の給与、議員報酬の改定が行われるというふうな話を書いてございました。それに前後しまして、我が町においても同じように審議会が置かれたということで、これから首長の給与と、あるいは議員報酬についての議論がしっかりされていくのかなというふうに認識したところでございます。

海外では、トランプ大統領、アメリカ、イスラエルがイランと戦争に突入されたということで、もともとイランと我が国においては、決してそういうふうな悪い関係ではない。いわゆる友好国であったわけでございますが、そういった中で、我が国の同盟国のアメリカがイランと戦争したということで、この先の動向が注目されますが、私たちがやはり一番恐れているのは、いわゆる大戦下、そしてまた過去の中東戦争のようなオイルショックによって、軽減税率で安くなったガソリンがまた上がるようないわゆる原油高騰の危惧といたしますか、そういったことがございますので、こういった点も着目して我々も取り組んでいかなければならないのかなといったことがございます。

さて、今日の一般質問、通告のほうに従いまして、1番から進めてまいりたいというふうに思うところでございます。

まず1番でございますが、新年度の予算編成でございます。

新年度の予算につきましては、これから我々議員の中におきまして、いわゆる特別委員会の中で慎重審議していくことになろうかなというふうに思います。既に予算案は発表され、我々議会のほうに議案をいただいている段階、予算案をいただいている段階でございますので、あとは我々がそれをどのようにするかということでございますけれども、その特別委員会における審査に先立ちまして、お尋ねしたいことがございます。総論的なこととなりますが、ご質問させていただきます。

まず、(1)番、今回の令和8年度予算編成に当たって町長が重視されたことは何かとい

うことでお尋ねをいたします。

これまで何度か町長在任中、予算編成ご自身でされてまいったと思いますが、任期中、今期の任期中の最後の予算編成だと思いますけれども、それにかかる町長の思いというものをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和8年度予算編成に当たって重視したことはのお尋ねでございますが、ただいまありましたように、私の任期中の最後の予算編成というふうなことにはなるわけでございます。その中で、我が町の最上位計画である第6次総合計画を基軸に、町のランドデザインである唱歌「牧場の朝」の町として、緑豊かな自然環境と優れた立地条件を生かしながら、町の誇りと魅力あふれる町づくりを推進することではないかというふうに考えているところでございます。

そういった中で、人口減少社会となり、各自治体がこぞって少子化と高齢者対策を重点に各種施策に取り組んでいるところをご承知のとおりでございます。そんな中で、「揺り籠から墓場まで」という言葉もあるとおり、少子化と健康長寿対策は総合政策の中で各種事業を展開することが大事だというふうに思っているところでもございます。

そして、先ほどの9番議員の答弁にもお話を申し上げましたが、大手住宅メーカーが発表しました住み続けたい街ランキングで1位という高評価をいただいたことをチャンスとしながら、我が町のポテンシャルをさらに高めていくことが、多くの方から選ばれる町のポイントではないかなというふうに思っています。

そういった中では、今、駅東の第1区画整理事業が大分注目を集めてきておりまして、人口もそちらのほうで若い世代も増えてきているという状況もございます。そういった中を生かしていくことで、今年度の予算編成におきましてもそうした事業に重点を置きながら、持続可能な町づくりのための予算編成に努めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 町長の答弁の中に「揺り籠から墓場まで」という言葉がございました。

これは、私も議員としても、そしてまた医師としてもそういうような気持ちで、地域医療をやる立場として常に考えているようなことでございまして、町長がそのような考えでしっかり全世代にわたっての施策をしっかりと講じられるということ、そしてまた持続可能性などということで、いわゆるサステナビリティと申しますけれども、これについても触れられ

ているということで、今回予算編成がされたということだというふうに理解をいたしました。

(2) 番になりますが、新年度における主たる新規事業にはどのようなものがあるかご答弁を賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

主たる新規事業、来年度令和8年度の予算編成に伴いました新規事業につきましては、国の施策に合わせました小学校の給食費の完全無償化や、こちらのほうは単独事業になりますが、中学校の給食費については半額助成ということの学校給食の補助事業。あと社会福祉協議会が実施します認定こども園建設に係る整備費の助成事業。成田地区におけますコミュニティーセンターの建設設計委託事業などがございます。

このほか、令和7年度からの継続事業となりますが、学校体育館の空調設備の整備事業などが主なものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 学校給食の無償化については段階的に、もちろん国が全部面倒見てくれるというふうな政策に変われば、これはもう一気に我が町も進めたいということになるんでしょうが、国のいわゆる補助金の制度によって、我が町もこのように無償化にだんだん近づき、完全無償化に近づいてきたということで、段階的にということでございます。

このようなやり方については、私も賛成でございますが、ぜひ最終的には無償化に、完全無償化になるんでしょうけれども、今の現段階では妥当な政策だというふうに私は認識しております。

さて、先ほど担当課長の答弁の中に継続事業という話があったけれども、先ほどの答弁の内容も含まれると思いますが、(3)番、継続事業にはどのようなものがあるか。そして、その継続しなければならない事由や事業終了の見通しはそれぞれどのようにお考えになっているかご答弁賜りたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

継続的な事業につきましては、予算書のほうに記載されております債務負担行為や継続に関する調書のほかに「阿武隈川緊急治水プロジェクト」に係る成田地区の遊水地群整備事業への対応や上下水道事業への健全化、新年度から始まります学校給食事業の補助事業などが

ございます。このほか、先ほど申し上げました学校の体育館の空調整備などがございます。

これらの継続の事由につきましては、住民の生活や利便性の向上のためでありまして、また、国の政策によるものもございます。事業の終了の見通しにつきましては、この中でも周期のあるもの、周期のないものがございますので、それぞれの事業の中で設定されるものに対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいまご答弁賜りましたけれども、いわゆる物価高騰、あるいは原油高騰等のこういう状況でございますが、そういう事由というのは、この継続しなければならない理由に関与しているのかどうか。それは、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる物価高騰対策事業につきましては、国のほうで今のうち継続的に補正予算等で対応しているところでございます。この物価高騰の大本は、そもそも物価がどれだけ上がっているかと。いわゆる日銀の見通しの2%が基準になるのかなというふうに思っております。

その中で、我々が傾注しているところは、やっぱり実質賃金がプラスになるかマイナスになるか、こちらのほうが一つの指標かなと思っております。ですから、こちらのほうの指標がマイナスのときは、ちょっと考えなくちゃいけない。プラスのときは、それがどのぐらい続くのか。どのぐらい続いたらば一段落続いているのかというような判断をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 続いての質問ですが、（4）番でございます。

既存事業、いわゆる今年度までの事業においてあったものを新年度において見直し、あるいは中止を行うべきと判断したものはあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当然、令和8年度予算につきましては、中止したものは当然上がっておりません。ただ、予算編成の段階で事業の縮小や予算の減額、事業の8年度での実施の見送り等などは幾つか

の事業で、こちらはもう例年どおり事業の見直しの中で、予算査定の中で行っているところ
でございます。

また、新年度の予算の執行をしていく中で、当然そちらのほうの中でも見直しや中止を判
断しなくちゃならないというような形になりますので、そういう事項が出てくれば、その都
度対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） そうですね、今、課長答弁をいただいたように、事業をやっている、い
わゆる現在進行形であったとしても、いわゆるPDCAサイクルをしっかりと常に回してい
たきながら、場合によってはそのように見直し、中止等も考えながらやると。

常にもう始まったら最後までやんなくちゃならないというのも一つの考え、私ある意味
そういう、自分もそういうところはあるんですけども。しかし、やっぱりそれ以上は進ん
ではならない、あるいは撤退しなくちゃならないとか、撤退しなくちゃならないというのも
これも一つの考えですから、そういったことも踏まえながら、新年度の事業を進めていただ
きたいというふうに思います。

さて、（5）番になります。

新年度予算編成において、いわゆるいろんな事業に対してのいわゆる事業資金、その確保
をしなくてはなりません。何をやるにしてもお金が必要だと。その2つをやるためには、1
つは、そもそも入ってくるお金自体を増やさなくちゃならないと。もう一つは出ていくお金、
本当に出ていくお金、必要なものは仕方ありませんが、しかし、いわゆる無駄は減らさなく
ちゃならないということでございます。

先ほどの（4）番の見直しや中止というものが今回当面ちょっとないということですから、
これは、これからはいわゆる工夫をしながら無駄をしないようにしながらやっていくとい
うことだと思いますが、この辺のはどのようにして実現していくのか。その取組の姿勢のほど
をお聞かせいただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度予算の編成にかかわらず、議員のおっしゃるように、歳入の増及び歳出の減とい
うものにつきましては、いわゆる地方公共団体1,700ぐらいありますが、そちらの財政のほう
の立場から言えば永遠のテーマでございます。

歳入の増につきましては、遊休町有地の売却やその貸付け、税外収入の確保、あと使用料

手数料などの見直しなどが上げられます。また、その歳入の見直しの前には、歳出経費の見直しや事業計画の平準化などによりまして経費の縮減を図っていくものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 今、課長答弁いただいたとおりだと思います。

そしてまた、課長、以前に定例の全員協議会の中でも説明いただきましたが、いわゆるふるさと納税の説明いただいたと思います、ご丁寧に。そして、そのいわゆる返礼品目の中に米が増えていたということで、今年ですね。やはり米の事情ということ踏まえた返礼の品目だったのかなと。これまでは桃だったというふうに認識しておったんですが、米が1位になっていたということで私はちょっとびっくりしたんですが、そのようにしながら、ふるさと納税のほうにも取り組んでいただいたこの1年間だったというふうに私は認識、評価しておるところでございます。

ですので、収入の増、収入の減について、ぜひこれからも頑張っていただきたいというふうに思います。

さて、（6）番になりますが、先日のいわゆる臨時議会においては、いわゆる物価高騰対策の様々な施策の予算が予算化されたわけでございますけれども、私は、私自身の考えとすれば、もう我が町独自ででも、この新年度予算、当初予算の中でもこの物価高騰対策をしつかりやっていくべきではないのかというのは私の持論でございます。

前から申し上げているとおり、町民が、一人一人の町民が等しく、今、厳しい物価高騰、原油高騰の中を生きていくためには、町が町民に対する責任を負っていくと。物価高騰対策をしていくというのは、私は必要だと思っています。国の補助金 downloader、下りてこない関係なく、新年度予算、当初予算の中でこの対策は講じられておるべきだと思いますが、物価高騰対策は新年度の予算の中でも必要十分に講じられているのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新年度予算につきまして、物価高騰対策が講じられているかどうかにつきましては、議員のおっしゃるように、1月に議決いただきました補正予算の中で、プレミアム商品券の発行、水道料の基本料金の減額、非課税世帯への給付金の事業など、ほぼほぼ年度を繰り越して8年度の前半に実施することから、町の令和8年度当初予算におきましては、特段のここで物価高騰対策については配備して、設置しておりません。

また、この当初予算の中で、町が発注する各種の事業の費用の中に賃金の上昇とかがございますので、そちらのほうの対応自体はしておりませんが、取りあえず町民向けの対策につきましては、継続繰越し事業で前半は対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 分かりました。

恐らく、新年度においても国からのこれに、物価高騰対策のための補助金ですか、そういったものが国から恐らく来ると想定されます、今の状況では。ですんで、その場合にはいち早く、町長、3つのSのうちのスピードで対策を講じていただければ、全ての町民の方々が喜んでいただけるということでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

さて、2番に移ります。

2番は企業誘致の質問でございます。我が町のここ数年来の課題でございますね。なかなか企業誘致できていないという実情でございます。いよいよ新年度においては、私はぜひ1社、2社とそのめどをつけていただきたいというふうに思っております。そこで、ここで幾つか議論してまいりたいというふうに思います。

まず1点目、新年度における企業誘致に資する事業をどのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域経済の活性化や雇用の創出、さらには自主財源の確保におきまして、企業の誘致につきましては、本町にとっても極めて重要な施策であると認識しております。具体的な事業内容につきましては、現在進めております鏡石駅東第1土地区画整理事業地内に計画されております産業用地への企業誘致並びに同地域内の地権者の皆様に対する継続的な説明を行うということで、ある程度の産業用地の確保を進めていきたいというふうに考えております。用地を求めている企業さんに対して積極的なアプローチを継続するとともに地権者の皆さんにつきましても事業計画に基づいて丁寧な説明をしていきたいと。

なお、現地がまだないというのがやはり一番のネックなのかなということですので、区画整理事業とともにそちらのほうも検討というか、進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

[7 番 吉田孝司 登壇]

○7番(吉田孝司) 先ほど、課長答弁で現地がないと。要するに、企業誘致をするための土地がないということですが。

そこで、これ(2)番の質問の根底になってくると思います。我が町への企業誘致に向けていかなる課題解決や環境整備が必要とお考えになっているかお尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(橋本喜宏) 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるように、企業誘致しまして町に定着していただくためには、受入れ側の環境整備及びそれに伴う課題の解決がもちろん不可欠であるというふうに考えております。

本町への企業誘致に向けた最大の課題につきましては、現地がないという理由につきましては、基盤整備等に必要な多額の事業費の確保が、なかなかそこが収まっていかないかなど。また、インフラ面におきましては、本町につきましては大量の工業用水がちょっと確保が難しいことから、企業側の、誘致する企業の職種、業種をちょっと限定させざるを得ないかなどというのが課題というふうに捉えております。

今後の対応としましては、区画整理地事業の全体のバランスを注視しながら、事業の迅速化と企業が安心して操業できる環境整備が必要なのかなどというふうに考えておりますので、以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長(角田真美) 7番、吉田議員。

[7 番 吉田孝司 登壇]

○7番(吉田孝司) 1点ちょっと。1点お尋ねしますが、現地がないと。要するに開発するための土地がないということじゃなくてお金がないと。要するに、多額の事業費がかかると。

要するに、お金がなければ開発はできないということですから、例えばですが、もちろんお金の問題もあるんでしょうが、その工業団地に資するような場所、あるいはお金があったと仮定したときに、その工業団地として開発してもいいという場所が駅東以外にあるかどうか、町内にですね。今、どのようにそれについてお考えかお尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。3番目ですね。

[「再質問」 の声あり]

○議長(角田真美) 再質問でいいですか。

それでは、再質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(橋本喜宏) 7番議員の再質問にご答弁申し上げます。

その実際の土地がどこにあるかということですが、実際に東部工業団地、北部工

業団地、南部工業団地、あと島田の工業団地等にありますが、空いているところは見えていますが、町の所有のものはありませんので、空いているところはみんな買ってもらった企業さんが空けている土地なので、今度、民民の契約になりますので、なかなかそこは、ご紹介ぐらいは、何々企業が持っていますよぐらいは言えますが、そこについてはなかなか関与できないのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 分かりました。

そうすると、やはり駅東の県道より南側ということになってくるのかなということで、それは（3）で質問しますが、（2）のもう一個、再々質問でお尋ねするのは、我が町には企業誘致条例がございます。先ほど私、例規集見てここに挟んでおきましたけれども、これ平成7年に制定して、最終の改正が平成19年なんです。その第3条には、いわゆる奨励措置ということで操業奨励金、雇用奨励金、移転奨励金ということで3つの奨励金、奨励措置が設けられております。

それぞれの用途といいますか、目的、そして条件も書いてございますけれども、平成19年の最終改正でございますから、震災前。そしてまた物価が全く違うような、私そういう状況だというふうに認識しております。そこで、この条例もやはりもう改定、改正しないと、いわゆる企業誘致をするに当たっての下準備ができていないと私は認識いたします。

ですので、早急な改正、今定例会では難しいと思いますが、次の定例会等での改正をすべきだと。要するに、平成19年ですからね。もう何年前ですかという話ですから、その辺はいかがかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いわゆる企業誘致条例、今言った3種類の中で、雇用があったり現地の償却資産等の投資がある場合には奨励金を出しますよというような形でございます。

19年を最後に改正がなされていない理由につきましては、実は東日本大震災が起きまして、その中で県のほうで誘致のいろんな奨励金の制度ができておりますので、なかなかそれを上回るような、上乘せするような町の独自のやつができなかったのかなというふうなのが現状でございます。

それもだんだん落ち着いてきている中では、改正の機運はあるのかなと思いますが、そちらのほうにつきましても、結局こちらのほうは、企業の各地方自治体間の競争の一環ですの

で、どういうふうな形が一番いいのかは、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ぜひ、他の自治体の動向も見ながら、競争、私は、競争あまり好きではありませんけれども、でも競争の時代になっちゃっていますから致し方ないのかもしれないけれども、ぜひその辺ご検討いただきたい。

そこで（3）番でございますが、これから駅東の駅東地区、県道より南側でございますけれども、これの開発に伴う企業誘致、あるいは新たな工業団地の可能性というものをどのようにお考えかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

持続可能な町づくりを進める上で、新たな産業拠点の形成につきましては、将来の町全体の発展を牽引する重要な取組であるというふうに考えております。

まず、駅東地区におけます企業誘致につきましては、先ほどの答弁と一部重複しますが、区画整理事業内の担当と緊密に連携しまして、要するに、売る土地をできるだけ早く造っていききたいというふうな考えでございます。

また、将来的に新たな工業団地の可能性につきましては、既存の枠組みにとらわれずに先を見据えた展開が必要であるということですので、新年度におきまして国の支援事業等を積極的に活用しまして、将来的な新規の工業団地の適地に関する調査をしていきたいなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ぜひ、先ほど今日の議会の中でも答弁ありましたけれども、パナソニックホームズ株式会社さんとの包括連携協定、そして、そこを一くくりにして、それをお願いというか、一緒になって考えていくというふうな考えは、私はこれ大変すばらしいと思います。

もっと早くそういう考えに行き着いてほしかったというのもあるのはありますが、そんな前のことを言っても仕方ありません。これからそういうふうな新しい考えの下で進むことを本当に期待しますし、そのためには、しっかり私たちも応援していきたいというふうに思います。

さて、3番の質問に移ります。

U I Jターンの推進ということでございます。この質問は、今日の根本議員の移住の問題、円谷議員の人口減少対策の問題とも関係するような問題でございまして、私は今回、U I Jターンの推進ということで書かせていただいております。

我が町の出生数が増えたという話もしまして、いわゆる自然増ということも期待したいところではございますが、なかなか我が町も、どこの自治体とも同じく、いわゆる少子高齢化の波は避けられないであろうと。しかし、我が町は、町長も先ほどおっしゃったように交通アクセス等々を含めて恵まれた町、社会増が十分に期待できる我が国でも少ない町だと思っています。どんどん人口が増えていってもおかしくない町だと私は言いたいと思います。

そこで、今、このU I Jターン、Uターン、Iターン、Jターンということで3つ言われておりますが、これをどのように町はお考えかということでお尋ねしたいということでございます。

略語でございますから、分からない人もいますので、私申し上げておきますが、Uターンというのは、故郷から離れて都市部に進学、就職していた人が故郷に戻ってくることをUターンと言います。Iターンとは、故郷から離れて別の地域に移住することを言います。Jターンとは、故郷を離れて暮らしていた人が移住するという点ではUターンとは似ておりますが、故郷に戻るのではなくて、故郷に近い地方で移り住むことを言うということでございまして、今、このUターン、Iターン、Jターンがそれぞれ人口の移動ということで着目されているということでございます。

そこで、(1)番、U I Jターンということで3つございますけれども、そのメリット及びデメリットをどのようにお考えになっておられるかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

U I Jターンによる移住者の受入れにつきましては、本町におきましても新たな活力をもたらす重要な契機ではないかなというふうには認識しております。

メリットとデメリットにつきましては、まず、メリットとしましては、若い世代や子育て世代をはじめ、多様な経験やスキルを持った人材が流入するということで、地域産業の活性化や新たなビジネスの創設。また、地域コミュニティーの維持強化につながるものではないかなというふうには推測しております。

一方で、デメリットとして上げられるのは、移住された方が事前の期待と実際の生活環境や雇用環境が微妙に違ふと。または大きく違ふと。いわゆるミスマッチが生じて、結果としてやっぱり都市部のほうがいいやというような定着に至らないケースが懸念されるところで

ございまして、この懸念につきましては、生まれ故郷であるUターンでやったとしても、やはり数年のブランクというか、ここに住んでいなかった期間があるというのは同じように懸念される事項ではないかなというふうに認識しているところでございます。

町としましては、本町ならではの魅力や強みをしっかり磨き上げまして、移住された方々が確実に地域に定着できるよう地に足をついた環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） そこで、メリット、デメリットお話しいただいたと思います。

かくいう私もUターンでございまして、我が町で18年間生まれ育って、よその市町村に18年間いわゆる住民票をおきまして36歳で戻ってまいったと。今47で、次の18の区切りは54歳ですから、あと7年くらいはしっかりここに根づいてしっかりやるべきことをやって、また54のときにちょっと考えることも出てくるかもしれないのかななんて思って考えているわけでございますけれども。

このUターン、私も経験者という話ししましたが、Uターンもやっぱり少ないと私は思っています。やはり外に出て行ってしまった人がなかなか戻ってくるというのは、実は困難といえますか、特に便利なところに行ってしまうとなかなか来ない。あるいは遠方で様々な地域でのコミュニティーに組み込まれてしまうとなかなかそこから戻られないということも、いろんな事情があると思いますが、いずれにしても、そういう事情があったとしても、この人口減少対策、人口増の対策には、私はこれを推進すべきだというふうに考えております。

そこで、（2）番になりますが、これ、町としてのお考え、もしこのU I Jターンをしっかりと推進したいということであれば、その理由、あるいはそのための方策どのようにお考えになっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

U I Jターンとは、先ほど議員がご説明にありましたように、各種の移動形態を総称した用語であるというふうに認識しております。表現的には、本町におきましては総括的に移住・定住政策というような形で実施しているところでございます。さきの答弁にありましたように、メリット、デメリットそれぞれございます。

具体的に、じゃ、どういうふうな形で移住してもらおうかというふうな形でございますが、「来て かがみいし」とかの移住・定住政策におきまして補助事業をやっていくとか、あと、

併せて、今、鏡石駅東の区画整理事業、町長の挨拶にもありましたように、かなりの方があそこに居を構えてきてくださるといふことで、良好な住環境の提供を含めまして、暮らしやすさを実感できる基盤整備を進めていくと。あと交通形態が、非常に交通環境が恵まれておりますので、そちらのほうのPRも忘れずにやっていきたいと。

ともかく、どちらにしても町を知っていただくと。鏡石町ってこうだよというところを知っていただいて、その選択肢の一つにさせていただくというのが肝要かなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。少々お待ちください。

ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

休議 午後 3時04分

開議 午後 3時14分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 続いては、大項目4の職員の健康管理についてお尋ねをいたします。

この質問については、以前にも何度か質問させていただいております。前申し上げましたとおり、職員に対する健康管理というものをしっかり行うことで、その上で、職員の方々による町民サービスの向上が期待されるのは言うまでもないことでございます。そういった観点から、また質問をさせていただく次第でございます。

（1）今年度における職員、これには教職員を含むものでございますが、職員に対する定期健康診断やストレスチェックの実施状況をお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

定期健康診断の受診者は町職員184名、学校教職員59名の合計243名が受診し、受診率は99.2%、未受診者は2名となっております。ストレスチェックは町職員178名、学校教職員72名の合計250名が実施し、実施率は95.8%で未実施者は11名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） まず、じゃ（2）番お聞きしますけれども、その結果ですね。

健康診断の結果それぞれあると思いますが、それぞれどのようにいかに分析し、どのような対策を講じられたのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

定期健康診断の結果によりますと、脂質、血圧、肝臓等の要精検が多い傾向にあります。やはり座り仕事が多いことによる運動不足も原因と考えております。このため、生活習慣改善の呼びかけや要精検となった職員については、職務に専念する義務の免除として勤務時間中の受診を認めるなど受診しやすい職場環境に取り組んでおります。

ストレスチェックの結果につきましては、高ストレスとなっている職場については、所属長に対し職場環境の改善やサポート体制を指示しております。また、高ストレスやメンタルヘルスを抱えている職員に対しては、産業医による面談や職員の異動希望調書に基づき、人事において配慮するなどの対策を講じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） そこで幾つかお尋ねをいたします。

一問一答形式なんでしょうけれども、幾つかをまとめてお尋ねいたします。

1点目は、受診者100%ではないわけで、定期健康診断は2名の方が受けていないと。ストレスチェックは11名が受けていないということで、この未受診者に対する対策はどのようにされたのか。

もう一つ、健康診断を受けますと必ずいろんな分類されます。1番から5番とか要精検、要治療とか番号いろいろあるんですが、いわゆる要精検、要治療者と健康診断のほうで診断が下った方の人数と、そのうち2次検査を受けるに至った人数。

そして、ストレスチェックのほうでは、面談を受ける、産業医による面談を受けることになった人数とその実際の面談の実施状況。それを含めて、この（2）番までの答えとしていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

定期健康診断の未実施者2名につきましては、町のほうで、職員、保健衛生協会等の健康診断を受けております。ですので、たまたま町のほうでやったときに、個別の事情か仕事の事情かはちょっと分からないんですが、そのときにできなかったということで、ほかの市町

村で保健衛生協会で行っておりますので、そちらに出張して受けてくるようにというような指導をしているところでございます。

また、ストレスチェックにつきましては、会計年度任用職員が受けなかった中の職員でほとんどでございますので、学校職員等の会計年度任用職員もあるということなので、休み中な方、また、途中で退職してしまった方等がいるのかなというようなことでございますので、町の職員につきましては全員受けたというような中身でございます。

それから、検査の中身でございますが、脂質につきましては25%の職員が要精検というような何か結果が出たということでありまして、また、血圧のほうにつきましては16%の職員が要精検というような結果が出たというようなところでございます。

また、ストレスチェックのほうで産業医のほうに面談をしたというような職員につきましては1名ということで、となりましたので、今年度は1名の方が産業医のほうの面接、面談を受けたというような結果でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私の質問は、もう少し踏み込んだところで、要精検者が実際に要精検を受けた2次検査の受検率、そこまで一応お尋ねをしたんですが、それ以上、私言いません。

というのは、それはいいとして、そもそも例えば脂質を取り上げるならば、要精検者が25%もいたというこの事実を私は大変な事実として受け止めていただきたいと。もちろん最終的には個々の職員の方々の自分の努力によって、いわゆる生活習慣の改善によってなすものだと思いますが、しっかりこれは執行のほうお考えになっていただいて、職員にいわゆる健康指導のほうをしっかりとやっていただきたいということを思った次第でございます。

これが、いわゆる産業医としての役割にも、ここにも出てくると思いますから、そういうことをしっかり産業医にお願いしないと産業医を雇っている意味がありませんので、ぜひお願いしてください。

(3)、健康診断の結果ですね。これなかなか個人情報との取扱い等も関係あるでしょうが、ただ、健康管理に生かしていくということで、職員がそれぞれ抱えている持病、健康診断で分かったような持病もあれば、はたまた検診を受けるときには、こういう病気がかかっていますよといういわゆる既往歴を書いたりする部分もございますから、そういうものもデータとしては町のほうとしても把握されておると思います。

個人情報の観点というのもあると思いますが、この辺はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

職員の定期健康診断やストレスチェックの結果は、職員全体の持病の傾向やストレス度合いを把握しております。また、定期健康診断以外の持病の把握については、障がい者雇用状況を算定するために障害者手帳を所持しているか職員に確認をしております。

また、これらの結果は、議員おっしゃってられるように、要配慮の個人情報であることから、総務課の担当職員限りの扱いということにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 健康診断の結果、あるいは職員それぞれの個々の持病とか個人情報の取り扱いについては、これなかなか口外するのは、してはいけないと思います。

しかし、先ほどもあったように、健康診断の全体的ないわゆる集団分析、集団のこういうふうな傾向があるというのは、これは健康診断の結果として、人を雇っている企業と申しますか、団体として町がしっかり管理していく責務があると。これは一般企業と全く自治体も同じですから、その辺はしっかり取り組んでいただきたいと思います。

（4）、町も、先ほどストレスチェックを受けたということで、産業医、健康管理医がいると思いますが、町が委嘱している産業医、健康管理医は令和7年度どのような職務を行われたかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

健康管理医には、健康診断結果を見ていただき、生活習慣病の改善と要精検者の受診を促すよう指導を受けたことから、職員に対し改めて周知を行いました。

ストレスチェックについては、高い部署を減らし平準化するよう指導を受けたことから、所属長に対し部署ごとのストレスの要因を対策するよう指示をしました。今年度のストレスチェックの結果は平準化されてきており、全体的に問題のない数値である旨の助言を受けております。また、高ストレス者に対する面接指導にも対応していただいております。

今後も、健康管理の指導、助言を受けながら、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

- 7番（吉田孝司） 前もお尋ねをいたしました、1点といいますか、確認しておきます。
町が委嘱しているのは健康管理医ということで、条例見ますと、報酬年間7万円で医師を雇っているわけですね。これは産業医として契約しているということですか。これ確認しておきます。
- 議長（角田真美） 再質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。
- 総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再質問にご答弁を申し上げます。
産業医というか健康管理医ということで毎年委託をしております。
以上でございます。
- 議長（角田真美） 7番、吉田議員。
〔7番 吉田孝司 登壇〕
- 7番（吉田孝司） では、町には産業医はいないということで認識してよろしいですか。
- 議長（角田真美） 吉田議員の再々質問に対する執行の答弁を求めます。
総務課長。
- 総務課長（吉田竹雄） 7番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。
私の認識では、町のほうの規則につきましては健康管理というふうにならわれておりまして、健康管理医イコール産業医という認識なのかなというふうに私は思っておりました。
以上でございます。
- 議長（角田真美） 7番、吉田議員。
〔7番 吉田孝司 登壇〕
- 7番（吉田孝司） そうすると、そもそも我が町の職員の健康管理も含めて、いわゆる労働3管理と申しますが、それを置く、それをやるための産業医は置かなくてもよいということですか。
- 議長（角田真美） 吉田議員の再々質問の執行の答弁を求めます。
総務課長。
- 総務課長（吉田竹雄） 吉田議員の再々質問にご答弁を申し上げます。
申し訳ございません。私の中では、健康管理医と産業医というものは同じ認識なのかなというふうに思っております。
以上でございます。
- 議長（角田真美） 7番、吉田議員。
〔7番 吉田孝司 登壇〕
- 7番（吉田孝司） 私は法律のプロではありませんが、いわゆる私も産業医ですから、資格を持っている者として言いますが、まず町の職員、先ほど申し上げたとおり、普通の企業で

いうところの会社員と同じ扱いですよ。

役場あるいはその役場の関連組織を含めたいわゆる事業場。事業場で、その職員、そこにいる人たちが、労働者が50名を超えたら産業医を置かなくちゃならないという法律規則があるんですよ。労働安全衛生法、労働安全衛生規則。だから、私が質問したら、我が町の鏡石役場の町の産業医は誰々と答えなければならぬんです。それが答えられない。はっきり答えられないということは法律違反になるんですよ。

そして、これ前も話ししましたが、産業医は置かなければならない。これは嘱託でも専属でも構わないから、50名を超えていけば、まず置かなければならないんです。これは法律で決まっています。条例とか云々じゃないんです。その上の法令で定められている。ですから、まず産業医を置く。置いているのであれば置いているでいいでしょう。

そしたら、産業医のやるべき職務というのが、これまた法律とか規則で労働安全衛生規則で定まっていますから。その中に、前も申し上げたんですけれども、産業医は少なくとも毎月1回、できれば毎月、作業場等を巡視しなければならないというふうに義務化されているんですよ。これを私はやったんですかと。健康管理医でも名目は何でもいいが、我が町が雇っているべき産業医にやっていただいたのかどうかということをお尋ねしているんです。

これやっていなければ、私が例えば労働基準監督署に言ったらどうなるんですか。ちゃんとやってくださいよ。お答えをいただきたい。

○議長（角田真美） 申し上げます。

鏡石町議会規則第51条、一般質問については、再々、再々々幾らでも質問できますので、その辺は誤解のないようお願いいたします。一般質問については何回でも質問できます。これは議長の権限でできますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの件について、質問に対して執行の答弁を求めます。

〔「議長、休議お願い」の声あり〕

○議長（角田真美） 休議いたします。

休議 午後 3時32分

開議 午後 3時32分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 先ほど来、健康管理医と申されている方につきましては産業医という認識でおりまして、50人以上の規模の事業所ということで、役場のほうで産業医として置いているというようなところをございまして、これにつきましては、その方にいろいろな職員の健康管理について相談をしているということには、先ほど来、回答を申し上げていると

ころでございます。

確かに、残念ながら月に1回というような法定の点検、こちらについてはまだ実施をしていないというのが現実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） これ、私も県の教育委員会の産業医とかやっていますから言いますが、各事業所が産業医探しで今大変なんですよ。

この法律が厳しくなっちゃって、ちゃんと事業所がちゃんと努力して、それこそ産業医に働いてもらって巡視してもらったり、場合によっては衛生委員会とかに出てもらったり判こもらったりして、要するに、そういうふうになってみんなして取り組んでいるんですよ。だからさっき言ったとおり、脂質の改善とかもちゃんと産業医が目配りをすれば、そのときにちゃんと指導が入るんです。あるいは事後対策ができるんです。

民間とかほかの事業所では、産業医を、ちゃんと働いてくれる産業医を探しているんですよ。だから結局もう、これはここの町役場がどうのこうのじゃないんです。法律と規則で決まっているという話は前もしたとおりですから、今、そういう産業医さんを雇っているのであれば、ちゃんとこの法律とか規則にのっとった最低限の任務、職務は果たしていただきたい。そういうふうをお願いしてください。そうでないと、町は委嘱するべきではない、そういう産業医は。

逆に、そういうふうな委嘱をしたらば、それをやらせる責務が町にはあると私思いますので、その辺お願いいたします。町の、何ですか、職員安全衛生管理規則ということで、皆さん方が自分自身で定めた規則にも書いてありますよ、ちゃんと。職場巡視の話は。自分たちで定めたことにも書いてあるんですから、ちゃんとこれはお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

さて、最後の質問になります。

G I G Aスクール構想についてでございます。時間が差し迫ってきましたので急いでまいります。

G I G Aスクール構想については、令和元年になって、当時の萩生田光一文部科学相の時代からのスタートということで、令和になってスタートした事業でございますが、国が推進してきたG I G Aスクール構想を我が町でも推進しているという状況だと思います。町内の小中学生には一人一台ずつタブレット端末が配布されているということでございまして、それを活用した授業が行われているということで認識をいたしております。

G I G AスクールのG I G Aとは「Global and Innovation Gateway for ALL」という

ことで、この頭を訳すとなるみたいです。私も先ほどウィキペディアで急いで調べて分かりました。「全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉」というふうに訳すそうでございます。

そこでお尋ねをいたします。（１）、これまで我が町で進めてきたこのG I G Aスクール構想の事業及び新年度における事業についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今ほど議員のほうからも詳しい説明がございましたが、G I G Aスクール構想は教育のデジタル化を推進し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することを目的とした国の重要施策でございます。この構想は、全国の小中学校においてインターネット環境を整備し、一人一台タブレット端末を配布することによって、I C T教育の充実と学びの質を向上させることなどを目指しております。

これまで、本町がG I G Aスクール構想に取り組んできた事業につきましては、令和2年度から3年度にかけて、小中学校へインターネット環境の整備や一人一台タブレット端末の購入などの環境整備を行いました。令和4年度におきましては、A I型学習ドリルを導入しました。令和5年度以降は、教職員や児童生徒がタブレット端末を円滑に使用できるようにI C T支援員を配置しております。令和6年度から今年度にかけては、小中学校にプロジェクター型電子黒板を導入し、また、今年度につきましては第2期G I G Aスクール構想としてタブレット端末の更新を行うところです。

新年度の事業につきましては、タブレット端末の円滑な動作を確保するために、無線のアクセスポイント増設工事を予定しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） これまで、我が町でもそのように取り組まれてきたということでございますが、（２）番、G I G Aスクール構想のメリット及びデメリットはいかがお考えになっているかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

G I G Aスクール構想のメリット及びデメリットということでございますので、それについてご説明いたしたいと思っております。

まず、メリットといたしましては、主に次の3つが上げられると思います。

1つ目は、個々の子ども、児童生徒、個々の理解度に応じた学習が可能になるという個別最適な学びが実現できるという点。2つ目としましては、一人一台端末を活用しまして、資料共有や共同編集など協働的な学びの実現が図られるということ。3つ目としましては、デジタル化による教材配布や課題回収、評価管理等の校務の効率化による教職員の負担軽減が図られるというなど主に3点が上げられると思います。

一方、デメリットといたしましては、1つ目として、まずは教職員の年齢やICT機器操作などに対する得意、不得意があることなどから、タブレット活用状況に多少の差が生じる可能性があるということ。これについては、教職員への研修や支援員の配置などで授業への影響がないように努めているところです。2つ目は、健康面や情報モラルへの配慮が必要となること。3点目は、端末更新や運用管理にかかる継続的な費用負担などが生じることなどが上げられます。

また、2つ目に上げました健康面につきましては、視力や姿勢の問題が時々というか話題になっているような場面が出てくるところでございますし、また、学力面につきましても、最近では集中力の低下とか、あるいは思考力の問題とか、あるいは書く力の低下といったようなデメリットも話題に上がっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） （3）の質問でございます。

そもそもGIGAスクール構想、一人一台タブレットによる教育は、真に学力向上に資するものとお考えかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

真に学力向上に資するということになりますといろいろな考え方が出てくるかと思いますが、学力向上に資する具体的な内容としましては、個々の学習進度や理解度に応じた教材を提供することが可能になりまして、学習者一人一人に最適な学びを実現することが可能になります。これによって、児童生徒の学習意欲や理解度の向上が期待されます。

また、GIGAスクール構想では教師の働き方改革も重要な要素として位置づけられております。教師がデジタルツールを活用することで、授業準備、評価業務の効率化が図られ、より多くの時間を生徒との対話や指導に充てることが可能になります。これによって教育の質の向上、結果として学力向上に寄与することが期待されます。

さらに、教育データの利活用を進めることで、学習状況の把握や改善策の立案が迅速に行えるようになります。これによって、教育現場における課題解決が促進されまして、学力向上に向けた具体的な施策が実施されることが可能となります。

GIGAスクール構想は、そういった意味で学力向上に資する多くの要素を含んでおりまして、ICT機器、タブレットを目的ではなく手段として位置づけ、デジタルとアナログを効果的に活用しながら、我が町としましては学力向上、児童生徒の確かな学力の育成に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 今の教育長答弁の中で、デジタルとアナログという話出ましたが、私たちの時代というのは、昔というのは読み書き、そろばん、計算が大事であったと。特に読み書きですね。

さらに言えば、手を動かしているんなものを自分の手でペンで書いたり鉛筆で書いたり、そういったことで実際に、それが結局脳に定着して脳の活性化につながって、最終的には学力向上につながっていくと。その基盤づくりがそこにあったと。しかし、今は、もうややもするとこの時間を減らしているんじゃないのかなというふうに危惧しています。

そこで、先ほどありましたように、デジタルとアナログという話出ましたが、大体どのぐらいウエートがそれぞれあるのか、お考えか、抽象的な質問であれですが、お尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） ただいまの7番議員から再質問いただきましたが、個人的な見解になることをお許しいただきたいと思いますが、私自身としましては、デジタルとアナログというのは、これはもう将来的には半々の形で進めていくものと。

デジタルがベストではないし、アナログが全てではない。それぞれのよさを生かしつつ、それぞれのマイナスをカバーして、そして、やはり世界人としての共通の基盤をつくるためにはデジタルは欠かせませんので、その基礎を培うアナログの面はしっかりと保持しながら、学校教育を進めていきたいというふうに考えているところです。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 教育長おっしゃったようにフィフティー・フィフティーですね。これ、

私も同じ考えです。ぜひどちらも大事にしながら進めていくべきかなと思っております。

(4) 番の質問ですが、タブレット端末の対応は視力低下を引き起こす要因になっているのではないかと尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどもデメリットの中で申し上げましたが、一般的に長時間にわたる近距離での画面注視は視力低下の一因になり得るとされておりまして、実際いろいろな調査でも児童生徒の視力の低下というのは明らかになっているところがございます。なので、視力の低下の一因となるタブレット端末の使用に当たって、健康面の配慮が必ず必要であるということは十分認識しております。

このため、それぞれの小中学校におきましては、文部科学省のガイドライン等を踏まえて、連続使用時間への配慮や適切な休憩の確保、画面との距離の取り方や、または姿勢の取り方、そういったことについて指導を行っておりますし、先ほど申し上げましたように、紙の教材との併用など過度な使用とならないように努めているところであります。

今後とも、児童生徒の健康面、特に視力と姿勢につきましては、十分配慮しながら適切な活用を図られるように指導してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 視力低下等の話をしてまいりましたが、(5)番、そのほかの弊害はないかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 7番議員のご質問にお答え申し上げます。

その他、弊害となることにつきましては、先ほども最後に申し上げましたように、インターネット利用に伴う情報モラルへの課題や不適切サイトへの接触の可能性等も上げられます。また、そういった端末に過剰に依存することによりまして、認知負荷と申しますか、授業の集中力が低下したり、学力。先ほどもこれも申し上げましたが、中断されることによって画面を見てほかの行動をすること、そういったことによって集中力が低下することで学力低下が懸念されるというような説もございます。

また、手書きの不足によりまして、漢字取得の能力が足りなくなっているのではないかとというような議論もございます。また、そういった手書きの不足や対面でのコミュニケーション

ンの希薄化によりまして、そういったコミュニケーション能力の不足というかそういった部分もあるのではないかというようなことも言われております。

このため、本町の各学校におきましては、情報モラルの教育充実や不適切サイトなどにつながることをないようフィルタリングを活用すること。アナログ、紙、手書き、そういった活動との併用で、デジタルとアナログをとにかく上手に併用して活用して適切なバランスを保つことで、その弊害を少なくするよう、なくすように努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 小中学校、一人一台タブレットでございますから、今度は逆に、幼稚園とかそういう世代から手書きとかしっかりそういうことをやっていただいて基礎学力つけていただきたいと思います。

私の一般質問、これで終わりになりますが、また6月、木賊町長と一般質問をやることを楽しみにしていますので、どうぞよろしく願いいたします。

失礼いたします。

○議長（角田真美） 7番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月10日から3月16日までの7日間を休会としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、3月10日から3月16日までの7日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時51分

第 4 号

令和8年第11回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和8年3月17日(火)午前10時開議

- 日程第 1 議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
所管常任委員長報告
- 日程第 2 令和8年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 3 請願・陳情について
所管常任委員長報告
- 日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	町島洋一	2番	熊倉正麿
3番	東悟	4番	根本廣嗣
5番	稲田和朝	6番	込山靖子
7番	吉田孝司	8番	小林政次
9番	畑幸一	10番	円谷寛
11番	角田真美		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大河原正義
産業課長	大木寿実	都市建設課長	小貫淳一

上下水道課長
會計管理室長
兼出納委員長
農業委員会

圓谷康誠
綠川憲一
菊地栄助

教育課長
農業委員會
農事事務局
選舉管理委員會

森尾知之
佐藤喜伸
草野孝重

事務局職員出席者

議会議務局長

吉田光則

主査

藤島礼子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎産業厚生常任委員長報告（議案第188号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 産業厚生常任委員会委員長の稲田から発表します。鏡石町議会議長、角田真美様。

令和8年3月17日。

議案審査報告書。

本委員会は、令和8年3月6日に付託された議案の審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順にします。

令和8年3月11日、午前9時56分、午後1時49分、委員全員、第一会議室。

説明者、福祉こども課、菊地参事兼課長、灘山主幹兼副課長。

付託件名、議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

審査結果、議案第188号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第188号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上になります。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより採決を行います。

議案第188号 鏡石町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（令和8年度鏡石町各会計予算審査について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、令和8年度鏡石町各会計予算審査について、議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算から議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第201号から議案第210号までの10件を一括議題とすることに決しました。

本案に関して、予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、東議員。

〔予算審査特別委員長 東 悟 登壇〕

○3番（予算審査特別委員長 東 悟） 皆さん、おはようございます。

では、報告いたします。

令和8年3月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

令和8年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員長、東悟。

令和8年度鏡石町各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和8年3月6日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で発表します。

令和8年3月12日、午前9時55分から午後4時7分、委員全員、議会会議室。

令和8年3月13日、午後1時10分、午後4時35分、委員全員、議会会議室。

令和8年3月16日、午前9時59分から午後3時26分、委員全員、議会会議室。

説明者、町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員です。

付託件名、議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算、議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算、議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算、議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算、議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算、議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算、議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算、議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算、議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算、議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算。

審査結果。

議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

審査経過は、町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、会計ごとに審査を行った。

議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算は、異議なく可決すべきものと決した。

主な質疑は別紙のとおりです。

意見はありませんでした。

以上、報告終わります。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第201号 令和8年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第202号 令和8年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行い

ます。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第203号 令和8年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第204号 令和8年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第205号 令和8年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員

長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第206号 令和8年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第207号 令和8年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第208号 令和8年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第209号 令和8年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第210号 令和8年度鏡石町下水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田和朝議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 令和8年3月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

議案審査報告書。

本委員会は、令和7年9月17日に付託された発議を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告します。

令和8年3月11日、午前9時56分、午後1時49分、委員全員、第一会議室。

説明者、なし。

付託件名、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて。

審査結果、発議第5号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、発議第5号については、委員で審議をした結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（角田真美） ここで一時休議いたします。

休議 午前10時22分

開議 午前10時23分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書に対して、議事日程に追加することにいたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

発議第5号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することについて、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

9番、畑幸一議員。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○9番（総務文教常任委員長 畑 幸一） 令和8年3月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

総務文教常任委員会委員長、畑幸一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年12月10日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和8年3月11日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午前11時11分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、税務町民課、根本課長、北畠主幹兼副課長。

付託件名、陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について。

審査結果、陳情第16号は、不採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第16号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、挙手少数で不採択とすべきものと決した。

意見、なし。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 10番議員の円谷でございますが、今、物価が大変上昇していると、こういう中で、年金の引上げを求める声は非常に高まっている。私自身も年金受給者ですが、この年金は低過ぎるというふうに認識しておりまして、これが不採択となったものについては、ちょっと納得がいきかねますので、ご説明をお願いします。

○議長（角田真美） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

9番、畑議員。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○9番（総務文教常任委員長 畑 幸一） 10番議員の質疑に対してお答えいたします。

審査結果、審査経過として、挙手少数で不採択とすべきものと決しましたので、そのものに対しては議会議事録がありますので、そちらのほうは議長の判断で公開していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） 私から、ただいま総務文教常任委員長から報告がありました陳情第16号についての質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、実は私の手元に総務文教常任委員会の議事録のほうが、閲覧させていただきたいということで、手元に議事録がございますので、これを見ながらといたしますか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。

それは、それを読んでということは許しませんので。

○7番（吉田孝司） もちろん。今回の議事録のほう拝見いたしました。

私の手元にあります報告書によって、まず報告書についてお尋ねいたします。

審査経過ということでございまして、「陳情第16号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、挙手少数で不採択とすべきものと決した」というふうに書いてあります。この日本語の意味がおかしい。挙手少数でどうやって決するんですか。何に対する挙手ですか。まず、この報告書の審査経過の部分を適切に直していただきたいと思います。

そしてまた、今回の審議、一生懸命、常任委員会の中で審議されたというふうに思います。この議事録を読めば、よく分かります。それ見ますと、数名の方がこの陳情を採択すべきだというふうに言っている。しかし、数名の方は反対だということで、最終的に決を採られたんだというふうに思いますが、その決は実際に何対何でしたか、その辺もご説明いただきたいと思います。

そしてまた、この年金引上げに対しては、確かに国のことでございますから、我が町は伝達事務ですか、その程度の内容だと思しますので、国の決定事項だと思しますが、しかし国民の生活に直結した内容であることは間違いない。

そこで、この年金についての法律は、国民年金法という法律がありますが、国民年金法の条文については、法律ですから国会審議みたいになってしまいますが、しかし我々国民に適用されるものですから、この国民年金法について、委員会の中では参照して審議をされたのかお尋ねいたします。

以上3点であります。

○議長（角田真美） 委員長、9番、畑議員。

委員長の報告を求めます。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○9番（総務文教常任委員長 畑 幸一） 7番議員の質疑に答えます。

審査結果、審査経過と報告しておりますので、それ以上のものはお答えできません。

○議長（角田真美） ここで一時休議いたします。

休議 午前10時34分

開議 午前10時38分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま、7番、吉田議員のほうから質問がありました。

私のほうで、まず一つ申し上げます。

審査経過の中で、読み上げます、「陳情第16号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果」、ここに追加するものがございます。「採択に対して挙手少数で不採択とすべきものと決した」ということでございます。

第2点につきまして、ただいま委員長のほうから報告をいただきたいと思えます。これに関して、何対何だったということを確認に申し上げていただきたいと思えます。

3点目、国民年金法に関して議論したかどうかということでございます。関連したものでもそれは構いませんので、その辺の報告を求めます。

委員長、9番、畑幸一議員。

〔総務文教常任委員長 畑 幸一 登壇〕

○9番（総務文教常任委員長 畑 幸一） 7番議員の質疑に対してお答えします。

挙手少数ということで、2対3でございました。

もう一つは年金法についてですが、議論したことはありました。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の意見を許します。

7番、吉田議員。

〔7番 吉田孝司 登壇〕

○7番（吉田孝司） ただいま委員長報告がありました陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、こちらについては賛成、委員長報告には反対の立場からの討論を申し上げたいというふうに思います。

先ほど円谷議員のほうからも質疑の中でありましたように、結論からいいまして、この意見書は必ず提出しなければならないものだと私は思います。年金の引上げにしっかり我々も

声を上げなければならないものだというふうに思っております。

先ほど総務文教常任委員会委員長にお尋ねしたところ、国民年金法についての議論もあったというふうな話を聞きました。国民年金法第4条には、「年金の額は、国民の生活水準その他諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない」というふうに書いてございます。

要するに、ただいま、この我が国、円安、ウクライナ、そしてまた今のイランの情勢を鑑みれば、いわゆる物価高騰、原油高騰で大変な時期が到来していると。その中であって、いわゆる国民年金だけで生活している方々、老齢基礎年金ですね、こういった方々については本当に大変な生活をしているというふうな状況でございます。陳情書のあの中にもありましたように、いわゆるその年金生活者の実質可処分所得が大きく目減りしているというのは、まさしくそういうことでございます。

消費税も今10%まで上がっている。そして、医療費についても75歳以上は2割になる。あるいは、それは一部ですけれども、これから2割になるというふうな話になっておりますし、これからますます年金所得者、大変な状況になるのは見込まれております。ややもすると、年金所得者が家で孤独死をしたり、あるいは大変なことが起きる、そういう前に、やはりそれこそこういうものに対しては国債を発行していただいても対策を講じなければ、国民生活は守られないというふうに思っています。

もちろん、今、先ほどありましたように、海外の有事に対することが着目を浴びておりますが、以前からも議論しておりますように、物価高騰、原油高対策、そういったものを、生活に関与することをしっかり議論していかなければならない中で、我が町でできることは何かといえば、いわゆる意見書の提出権を我が町議会は行使をして、国に対して年金の上げを求めるということは、今、我々がやらなければならない喫緊の課題だというふうに思っています。

したがって、私は、ただいま委員長報告がありました不採択ということに対しては反対でありますし、この意見書の提出については賛成をするという立場での討論を申し上げます。皆様方の賛同を賜りますようお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（角田真美） ほかにございませんか。

10番、円谷議員。

〔「賛成意見でいいの」の声あり〕

○議長（角田真美） 円谷議員、反対、賛成ですか。

○10番（円谷 寛） 吉田議員のあれと同じようなあれで。

○議長（角田真美） 反対。それちょっとまずい。

○10番（円谷 寛） まずいべ。

○議長（角田真美） はい。

賛成者の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） これをもって討論を終了いたします。

〔「いや、ちょっとだけ反対討論したかった。反対意見」の声あり〕

○議長（角田真美） ここで一時休議いたします。

休議 午前10時46分

開議 午前10時48分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

原案に反対の討論を認めます。

10番、円谷議員。

〔10番 円谷 寛 登壇〕

○10番（円谷 寛） 10番議員の円谷でございますが、最近、当議会に対する意見書などについて、非常に扱いが、これはお粗末な民意の取上げ方をしているんじゃないかというふうには私は危惧しているんですね。やっぱり国民の請願権というのは憲法で保障されている権限ですから、これを安易に退けるとするのは、この議会の、我々民意をすくい上げて上に上げる、そういう請願権というものに対する非常に議会の不見識極まる態度じゃないかと思うんですね。

我々は、その民意を吸い上げていく、そういう役目を持っているんですよ。安易にその請願権、陳情権というものを拒否をするというようなやり方はうまくない。何で物価上昇に見合う年金引上げが駄目なのか。これは民意とちょっと損なっている判断をしていると思うんですね。もう少し民意を吸い上げる我々の役目について慎重に考えていただきたい。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに討論ございますか。

込山議員の反対の討論を認めます。

〔6番 込山靖子 登壇〕

○6番（込山靖子） この陳情は、老齢基礎年金の引上げというものを求める意見書なんです。今、基礎年金だけで生活している自営業とか、農家さんとか、フリーランスの方とか、もう生活保護以下のような生活を強いられて、基本的人権そのものがもう守られないような生活になっていく。

だから、弱きを助け強きをくじくというような、そういう信念でやっていますから、これ

は、やはり意見書の提出について不採択とするものに対して私は反対をします。

○議長（角田真美） ほかに討論ございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（角田真美） 討論ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第16号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議がありますので、起立によって採決したいと思います。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（角田真美） 起立多数であります。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

5番、稲田議員。

〔産業厚生常任委員長 稲田和朝 登壇〕

○5番（産業厚生常任委員長 稲田和朝） 令和8年3月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、稲田和朝。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和8年3月6日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催年月日、令和8年3月11日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後1時49分。

出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、大木課長、渡辺副課長。

付託件名、陳情第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第17号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第17号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、

全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上です。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第17号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすべきものと決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第11回鏡石町議会定例会において提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり承認、同意、議決を賜り、誠にありがとうございました。

ここに成立いたしました令和8年度の当初予算につきましては、第6次総合計画の前期基本計画の最終年次に当たることから、計画の目的達成に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上、発展に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

日増しに暖かくなり、議員の皆様にはご多忙のこととは存じますが、ご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第11回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 町 島 洋 一

署 名 議 員 熊 倉 正 磨